

# 新上五島町 第4次男女共同参画基本計画

～ 認めあい 助けあい 分かちあうまち 新上五島 ～



長崎県 新上五島町



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
第2章 計画の概要	9
1 基本的な考え方	10
2 計画の期間	10
3 計画の位置付け	10
4 計画の体系図	13
第3章 計画の内容	14
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	15
重点目標 1 基本的人権の尊重	16
重点目標 2 男女共同参画意識の啓発	17
重点目標 3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実	18
基本目標Ⅱ 女性の活躍による地域社会の活性化	20
重点目標 1 施策・方針決定の場への女性の参画促進	21
重点目標 2 とともに働きやすい環境の整備	22
基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進	24
重点目標 1 仕事と家庭の両立支援	25
重点目標 2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進	27
基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせる環境づくり	29
重点目標 1 健康で安心して暮らせる環境整備	30
重点目標 2 生涯を通じた健康支援	31
重点目標 3 犯罪・暴力の根絶	32
第4章 計画の推進	35
1 庁内推進体制の整備	35
2 国・県などとの連携	35
3 町民及び各種団体との連携	35
4 計画の進行管理	35
参考資料	36
町民意識調査の結果	

## はじめに

本格的な人口減少社会の到来や少子化・高齢化が進行する中で、地域の活力を維持していくためには、年齢や性別にかかわらず、すべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現することが必要不可欠です。国においては、令和2年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正が行われ、育児・介護休業や働き方改革など、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍を推進するための環境整備がさらに進められています。

本町では、平成31年3月に策定した「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画施策を推進してまいりました。新上五島町が今後も発展していくためには、社会の変化に柔軟に対応しながら、町民の理想とする社会の姿を共有し、さらに男女共同参画の取組を推進していく必要があります。

このたび、第3次計画の期間が満了した事を受け、今後5年間における新上五島町の男女共同参画の取組の方向性を示すものとして、新たに「新上五島町第4次男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画策定では、町民意識調査等を通して得られた町の現状を踏まえ、基本理念である「認めあい 助けあい 分かちあうまち 新上五島」を継続し、各種施策を展開してまいります。

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより、事業者、関係団体、そして町民の皆様と協力して取り組んでいくことが大切です。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

新上五島町長 石田 信明

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

すべての人々が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要です。

本町では、平成31年（2018）3月に「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会」を実現するため“認めあい 助けあい 分かちあうまち 新上五島”を基本理念として、各種施策の推進に努めてきましたが、この間も、少子高齢化や人口減少の加速、不安定な経済状況などの影響から、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けています。こうした変化の中で国においては、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」を令和2年12月に閣議決定しました。

また、長崎県においても、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を策定しています。

こうした社会情勢を踏まえ、また、平成31（2018）年3月に策定した「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」が計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国・県等の方針に対応するとともに、まちづくりについてのあらゆる分野に関わるものとして、「新上五島町第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

1975（昭和50）年に開催された「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」において「女性の地位向上のための世界行動計画」が採択され、翌1976（昭和51）年からの10年間を「国際婦人の10年」と決めました。さらに国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、政治的・経済的・社会的・文化的その他のあらゆる分野における男女平等を達成するため必要な措置を定めました。

1995（平成7）年には、アジアで初めて中国の北京で第4回世界女性会議が開催され、2000（平成12）年までの優先行動分野を定める「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、今後の行動目標が「政治宣言」と「北京宣言」及び「行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

2011（平成23）年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称：UN Women）が発足し、国際労働機関（ILO）と職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書を締結しました。

2014（平成26）年には東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催されました。このシンポジウムは、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

2015（平成27）年の9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中で、国際社会が目指すべき2015（平成27）年から2030（令和12）年までの長期的な開発指針として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）」が示されました。

2020（令和2）年1月からはSDGs達成のための「行動の10年(Decade of Action)」がスタートし、日本を含む世界各国で取組が進められています。

## （2）日本の動き

我が国における男女平等に向けた取組は国際連合が提唱した「国際婦人年」を契機としており、1975（昭和50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置して、1977（昭和52）年に「国内行動計画」が策定され、女性問題の課題と施策の方向が示されました。その後、民法・国籍法の一部が改正され1985（昭和60）年には「女性差別撤廃条約」を批准し、同年7月「男女雇用機会均等法」が公布されました。

1999（平成11）年6月、男女共同参画社会の実現に向けた取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会形成の最重要課題と位置づけられました。それに基づき、2000年（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が策定され、10年間の長期的な政策の方向性ととも、5年間で行政や国民が取り組むべき具体的施策などが示されました。

2005（平成17）年には、女性のチャレンジ支援策の充実や仕事と家庭・地域社会の両立支援策の推進、指導的地位に占める女性の割合の増加を期待する内容を盛り込んだ、「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。さらに、男女が共にバランスよく仕事、家庭、地域生活ができるような社会を作るために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進室」が設置されました。

2010（平成22）年には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015（平成27）年には、施策の総合的かつ計画的推進を図るために、令和8年度末までの「基本的な考え方」並びに令和2年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

2016（平成28）年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための基本方針が示されました。

2020（令和2）年には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### （3）長崎県の動き

長崎県では、1978（昭和53）年に、「長崎県婦人問題懇話会」を設置し、その提言を受けて、1980（昭和55）年「生きがい育てる長崎県の婦人対策」を策定し、女性関係施策の指針とし、その後、女性を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、1990（平成2）年、21世紀を展望した「2001長崎女性プラン」を策定、1994（平成6）年には一部改正を行い、総合的、効果的な女性関係行政の推進が行われてきました。

2000（平成12）年には、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「2001ながさき女性プラン」を全面改訂した「長崎県男女共同参画計画」を策定し、計画の実効性と推進を図るため、2002（平成14）年に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2003（平成15）年には、配偶者からの暴力の防止などを盛り込んだ新たな「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2007（平成19）年の「男女共同参画基本計画（改訂版）」を経て、2011（平成23）年に「第2次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2016（平成28）年には、長崎県における男女共同参画社会作りに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2021（令和3）年には、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つを基本理念に掲げ、ひとりひとりが豊かな人生を送ることのできる社会づくりを目指すとして、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### （4）新上五島町の動き

新上五島町では、2007（平成19）年に、新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱を制定しました。

2009（平成21）年には、男女共同参画社会の実現のための指針として本町が取り組むべき施策を体系化し、総合的に推進するため「新上五島町男女共同参画基本計画」（計画期間：平成21～25年度）を策定しました。

2014（平成26）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に規定される町における暴力の防止及び被害者の保護、暴力の防止対策について盛り込んだ「新上五島町第2次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成26～30年度）を策定しました。

2019（平成31）年には、目まぐるしく変わる社会情勢の変化に配慮しながら、男女共同参画社会づくりに向けた取組を確かなものとし、女性が能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」（計画期間：2019～2023年度）を策定しました。

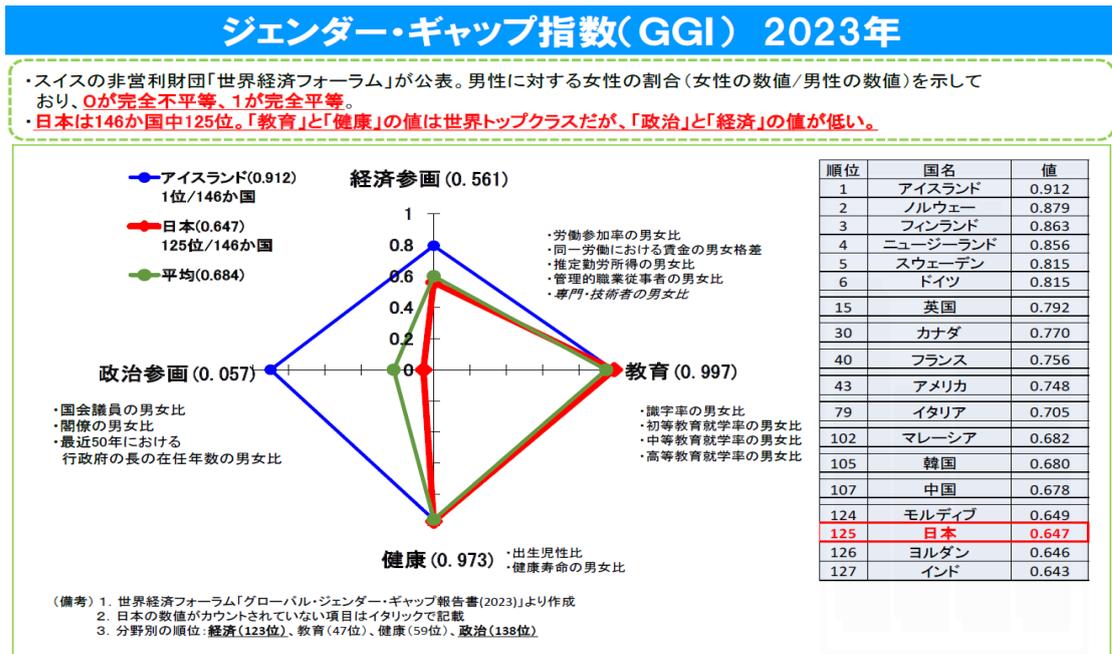
【参考】

1. 男女共同参画に関する国際的な指数

① GGI ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出しています。0 が完全不平等、1 が完全平等を表しています。

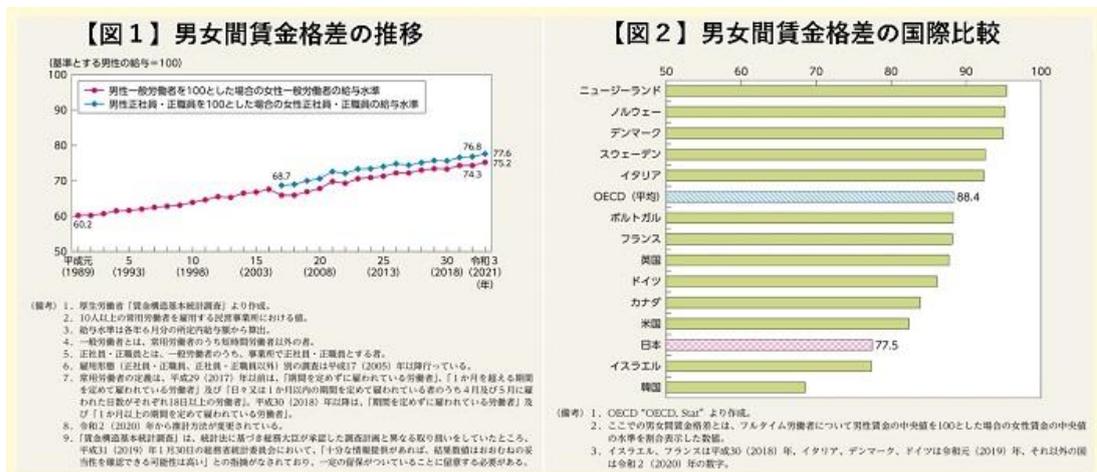
日本の順位：125 位 / 146 か国 (2023.6.21 発表)



2. 男女間の賃金格差 (日本の現状)

日本の男女間賃金格差は長期的に見ると縮小傾向にあり、令和3(2021)年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2となっています。【図1】

諸外国と比較すると、日本の男女間賃金格差は国際的に見て大きい状況にあることがわかります。【図2】



番号	項目	国・都道府県・市町村・新上五島町の別			
		国	地方公務員		新上五島町
			都道府県	市町村	
1	公務員の各役職に占める女性の割合				
	係長相当職	28.3 (2022.7)	22.3 (2022年)	35.7 (2022年)	24.4 (2023.4)
	課長補佐相当職	14.1 (2022.7)	13.9 (2022年)	29.6 (2022年)	24.5 (2023.4)
	課長相当職	6.9 (2022.7)	8.1 (2022年)	11.5 (2022年)	10.3 (2023.4)
2	公務員男性の育児休業取得率	34.0 (2021年度)	19.5 (2021年度)		0.0 (2023年度)
3	公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	37.2 (2022.4.1)	39.3 (2021年度)		36.3 (2023年度)
4	国会議員・地方議員・新上五島町議員に占める女性の割合	衆議院 17.7 (2021年) 参議院 33.2 (2022年)	30.7 (2021年)	11.7 (2021年) ※町村議会の実績値	12.5 (2023年)
5	審議会等委員に占める女性の割合	43.0 (2022年)	34.0 (2022年)	28.0 (2022年)	39.1 (2023.4.1)
6	農業委員に占める女性の割合		12.6 (2022.10)		33.3 (2023年度)
7	防災会議の委員に占める女性の割合		19.2 (2022年)	10.3 (2022年)	6.9 (2023年度)

※内閣府 男女共同参画局の公表する「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」及び「地方議会における女性議員の割合の推移」を基に作成

## 第2章 計画の概要

## 第2章 計画の概要

### 1 基本的な考え方

日本国憲法は、すべての国民の基本的人権を保障し、男女平等を謳っています。また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つを基本理念（※P.12）に掲げています。

男女共同参画社会は、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

そうした社会の実現のため、社会的、文化的につくられた性別概念から解放され、自分らしい生き方ができる社会づくりのため、新上五島町においては、次の4つを基本目標とし、施策を推進します。

- I 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- II 女性の活躍による地域社会の活性化
- III 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進
- IV だれもが安心して暮らせる環境づくり

### 2 計画の期間

計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。  
なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

### 3 計画の位置付け

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画であるとともに、今後5年間の男女共同参画を推進するための基本的

な指針となるものです。

- ②この計画は、令和2年3月に策定された「新上五島町第2次総合計画（後期基本計画）」における男女共同参画分野の基本的な指針を示すものです。
- ③この計画は、併せて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けます。
- ④この計画は、併せて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に位置付けます。

**※5つの基本理念（男女共同参画社会基本法から）****①男女の人権の尊重（第3条）**

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**②社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）**

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**③政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）**

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**④家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）**

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**⑤国際的協調（第7条）**

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 4 計画の体系図



## 第3章 計画の内容

### 第3章 計画の内容

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標1	基本的人権の尊重
重点目標2	男女共同参画意識の啓発
重点目標3	男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実

##### 【現状と課題】

すべての人々が、個人としての尊厳が守られ基本的人権の侵害や性別による差別がなく個性が尊重される男女共同参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していく必要があります。

本町が平成30年度に実施した男女共同参画社会に向けての町民意識調査では、男女の平等観について、「学校教育の場」以外は「男性の方が優遇されている」との意見が多く、中でも「社会通念、慣習・しきたり」「社会全体として見た場合」が7割、「政治や行政の施策・方針決定の場」においては、6割の方が「男性の方が優遇されている」との回答結果となりましたが、令和5年度に実施した意識調査においては、「社会通念、慣習・しきたり」「社会全体として見た場合」が6割、「政治や行政の施策・方針決定の場」においては、5割の方が「男性の方が優遇されている」との回答結果となりました。

平成30年度と比較すると、男性優位と認識している方は減少傾向にありますが、依然として多くの人が男性優位と感じていることが読み取れます。

日常生活を営む中で、すべての事柄において男女が平等であることは困難ですが、どちらか一方が「優位である」と感じる社会制度や慣行については必要に応じて見直す必要があります。

また、少子・高齢化や価値観の多様化によるこれからの社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であり、あらゆる分野において、性別に基づく固定的な役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）の解消、男女平等観の形成等について、重要な課題として社会全体で理解を深め意識改革を図っていくことが求められます。

## 【成果指標】

番号	成果指標	実績値 (R5)	目標値 (R9)
①	「男女共同参画社会」という言葉 の認知度 (町民アンケート調査結果)	79.8%	85.0%
②	社会全体として男女平等になって いると思う人の割合 (町民アンケート調査結果)	17.5%	30.0%

重点目標Ⅰ 基本的人権の尊重

すべての人が基本的人権が保障され、法の下に平等であり、個人として尊重されています。よって、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別による差別的扱いを受けないこと、一人の人間として尊重し認め合えるような意識づくりが重要です。

## 【施策の方向】

## (1) 人権教育の推進

## ① 思いやりの心と命を大切にす人権教育の推進

生涯の各時期における人権教育の課題を見だし、あらゆる場や機会において、人権意識の高揚を図りながら、計画的・体系的な人権教育の推進を図ります。

## ② 人権意識を高める学校教育の推進

年間を通しての計画的な人権教育に加え、家庭・地域と一体となった人権教育の推進を図ります。

## (2) 相談体制の充実

## ① 関係機関との連携による相談体制の充実強化

法務局、人権擁護委員、行政相談員等、関係機関との連携により相談体制の充実を図るとともに、複雑多岐にわたる事案については、専門的な相談機関等への的確な引継ぎができる体制づくりを推進します。

### (3) 人権に関する広報・啓発活動の推進

#### ①生涯学習を通じた広報・啓発活動の充実

町内各地区での人権のつどいの開催、各種講座等における人権に関する資料の紹介・配布等、特色ある広報・啓発活動に努めます。

#### ②多様な機会を活用した広報・啓発活動の充実

各種関係団体と連携し、家庭・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において啓発活動や研修会を実施するとともに、人権フェスティバルにおいて町全体としての人権尊重意識の高揚を図ります。

## 重点目標2 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現のためには、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという固定的役割分担意識を見直す必要があります。町民一人一人が、無意識のうちにもっている社会制度や生活文化・慣行における性差別や性別役割分担意識などの問題を自分自身のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組んでいく事が必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 固定的な役割分担意識の見直し

##### ① 広報・啓発活動の充実

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することができるよう啓発活動を推進します。

##### ② 各種サービスの利用促進による固定的な役割分担意識の解消

各種子育て支援サービスや介護サービス、地域支援事業等の更なる周知及び利用促進を図り、利用者の多様な社会活動への参加を拡大できるように、固定的な役割分担意識の解消に努めます。

##### ③ 地域活動指導者による社会制度・慣行の見直しの推進

地域活動指導者に対し、それぞれの立場における社会制度・慣行の見直しと、指導者として積極的な意識改革に向けた活躍の場を広げるよう働きかけます。

#### (2) 男女共同参画の視点による啓発活動の推進

##### ④ 広報啓発活動による意識改革の推進

男女共同参画に対する町民の意識と理解が深まるよう、わかりやす

い啓発活動や対象者の実態に応じた講演会・研修会を開催します。

### **重点目標3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実**

男女が性別にかかわらず、一人の人間として自立し、豊かな人生を送ることができるように、子どものころから、それぞれの個性を認めあい尊重し合う意識づくりが重要です。そのために、だれもが人権尊重、男女平等の意識をもち行動できるよう、それぞれの年代に応じて、家庭・学校・地域・職場における教育の充実を図る必要があります。

#### **[施策項目]**

##### **(1) 家庭教育・生涯学習での推進**

###### **①生涯の各時期における学習機会の充実**

家庭教育学級・生涯学習講座・高齢者大学などにおいて、生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会を設けます。

###### **②多様な学習機会の充実**

関係各機関や長崎県男女共同参画推進員等との連携により、多様な対象者に応じた男女共同参画の推進に関する情報や学習の場を提供します。

##### **(2) 教育現場での推進**

###### **①人権尊重・男女平等精神の育成**

発達段階に応じて、人権尊重・男女平等精神の育成や相互理解など男女共同参画に根ざした教育の推進を図ります。

##### **(3) 地域・職場での推進**

###### **①地域・職場での学習機会の充実**

地域や職場において講座等の学習機会を設け、男女の平等に関しそれぞれの立場における問題点の認識やその改善に向けた取組の推進を支援します。

② 広報・啓発の充実

町内の各事業所等において、男女共同参画に関する理解が深まるよう商工会等との連携により啓発活動の推進を図ります。

③ 町職員への研修の充実

町職員の男女共同参画に関する理解及び意識の高揚を図るため計画的な職員研修を実施します。



## 基本目標Ⅱ 女性の活躍による地域社会の活性化

重点目標Ⅰ	政策・方針決定の場への女性の参画促進
重点目標Ⅱ	ともに働きやすい環境の整備

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、多様な人材の能力を活用するとともに新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。人口の半数を占める女性ですが、政策や方針決定の場における女性の委員数の比率は、3割程度にとどまっています。

平成27年に国連で決定された持続可能な開発目標（SDGs）において2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられていることから、男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるように、町全域の事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

また、平成27年9月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の目的でもある女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する必要があります。

今回の町民意識調査の結果における、男女共に働き続けるために必要なことは、「育児休業の取得や復帰しやすい環境づくりの推進」との考えが最も多く50.8%（前回46.4%）、次に多い「育児休業制度や介護休業制度の普及」が44.3%（前回26.9%）と、前回調査の結果と比較すると育児休業制度に関する回答が伸びており、子育てと仕事を両立するための社会制度の普及を求めている結果が見られました。

また、現在働いていない方の今後の就労意向に関しては、20歳代・30歳代の女性は「すぐにでも働きたい」と「そのうち働きたい」を合わせた割合は、20歳代では100.0%、30歳代は25.0%、40歳代においては57.2%を占めています。このようなことから町全体の雇用の創出も含め、町民の再チャレンジを支援する施策の充実や育児休業の取得や復帰しやすい職場環境づくりとあわせ、就業に対する家族や周囲の理解や協力を促進するような啓発活動が必要です。

## 【成果指標】

番号	成果指標	実績値 (R5)	目標値 (R9)
①	町審議会等の委員への女性登用率	39.1%	40.0%
②	自分の職場において、全体的に性別差はないと答えた人の割合 (町民アンケート調査結果)	40.9%	45.0%

**重点目標Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画促進**

本町における審議会等への女性委員の登用状況は、令和5年4月現在で39.1%であり、新上五島町第2次総合計画（後期基本計画）に掲げた目標値35.0%を達成しています。しかし、審議会等の中には1名も女性委員がいない組織もあることから、今後とも町民の生活に直接影響を与える審議会等については、女性委員の積極的な登用に努めるほか、町内の各職場や各種団体においても男女が平等に構成員としての役割を担うよう人材の育成や啓発活動が必要です。

## 【施策の方向】

## (1) 各種審議会委員等への女性登用の推進

## ①町の審議会委員等への女性の参画促進

町の施策・方針決定過程の場に女性の参画を推進するため、審議会等における女性の割合について40%を超えるよう女性委員の登用に努めます。

## (2) 男女共同参画推進団体等の育成・支援

## ①女性団体組織の強化及びネットワークの形成

男女共同参画の視点から、女性の地位向上や男女平等な社会を実現するために活動する女性団体を支援し、女性リーダーの育成を図るとともに、地域で活動している各女性団体とのネットワークづくりを強化します。

## ②情報の整備と提供

女性団体のネットワークを活用し、情報提供と活躍の機会の提供に努めます。

### (3) 民間企業・団体等への啓発活動の充実

#### ①事業所等における女性参画の推進

町内事業所等に対し、男女の均等な機会の確保や女性の企画・方針決定への参画等、女性の能力が十分に発揮できる環境づくりのための情報提供や関係法令の周知を図るとともに積極的推進を働きかけます。

## 重点目標2 ともに働きやすい環境の整備

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力と意欲を十分に発揮できる社会でなければなりません。そのためには、出産・育児・介護等の対応も含め、多様で柔軟な働き方等を実現させた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要です。

また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っていることから、経営や労働に参画する機会が確保されるよう、労働環境の整備が必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 雇用創出と女性の就業機会の拡大

##### ①雇用機会創出のための基盤づくり

雇用創出・人材育成・就業促進に向けた各種事業を行い、雇用機会の創出を図ります。

##### ②雇用関連情報の提供

雇用関連情報や各種支援制度の情報を収集し、町広報紙やホームページ等により情報の提供に努めます。

#### (2) 雇用に関する各種制度の周知徹底

##### ①男女雇用機会均等法の定着促進

職場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、関係機関と連携をとり事業所等への関係法令・制度の周知を図ります。

##### ②セクシャル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を

深め、よりよい環境づくりを推進するため、関係法令等の周知を図ります。

### (3) 自営業などにおける女性の就業環境の支援整備

#### ① 自営業者等への啓発促進

女性の労働に対する適正評価・就業条件の明確化を促進するため、商工会等関係機関と連携し就労環境改善に向けた啓発を行います。

### (4) 女性のチャレンジ支援

#### ① 起業チャレンジ支援

女性の新しい発想や多様な能力を活かし地域資源を活用した特産品づくりを支援し、女性の起業意欲を促進するとともに、商工会等と連携しながら各種研修会の開催や融資制度及び補助金等についての情報提供や活用支援を行います。

#### ② 女性の就業支援

再就職等を支援するセミナーの開催により、受講者のスキルアップを図るとともに、現状や問題点、関連法令などの情報提供を行い、各人に適合した就業機会を得ることができるよう支援します。

#### ③ 農林・水産・商工関連女性グループの活動支援

地場産品の開発や生産、加工販売促進に向け新上五島町ポータルサイトを活用した戦略や直売活動等の支援を行います。

## 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

---

重点目標1 仕事と家庭の両立支援

重点目標2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進

---

### 【現状と課題】

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認めあい、精神的・経済的・生活的に自立していかなければなりません。しかし、現実には、女性が家事や育児・介護を担うことがあたりまえとする固定的役割分担意識が根強く残っており、それにより女性が家庭生活とその他の活動をとともに行うことを困難にし、一方では、男性や子供の生活的自立をも阻害することにつながっています。

このことから地域社会の意識を変えていくことが、男性の家庭生活の参加の促進にもつながり、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が期待されます。

また、被災時には不便な生活環境下で、女性が安心した生活が送れないなどの問題が想定されるため、防災分野の取組で、女性や子育て家庭の感性や観点を活かす女性力の活用を推進する必要があります。

### 【成果指標】

番号	成果指標	実績値 (R5)	目標値 (R9)
①	家庭生活において男女は平等であると思うかという質問に対し、両方同じ程度と答えた人の割合 (町民アンケート調査結果)	39.9%	45.0%

②	社会通念、慣習、しきたりにおいて男女は平等であると思うかという質問に対し、両方同じ程度と答えた人の割合  (町民アンケート調査結果)	17.5%	30.0%
---	--------------------------------------------------------------------------	-------	-------

## 重点目標Ⅰ 仕事と家庭の両立支援

総務省「社会生活基本調査」（令和3年）によると、子どもがいる世帯のうち、夫の家事時間は「共働き世帯」で平均38分/日ですが、妻の家事時間は「共働き世帯」で平均236分/日となっています。

また、夫の育児時間は、「共働き世帯」において平均20分/日であるのに対し、妻の育児時間は「共働き世帯」で平均68分/日となっており、大きく差があるのが現状です。

夫婦共働き世帯の1日の生活時間をみると、夫の家事・育児・介護等に関わる平均時間は前回調査よりも長くなっていますが、男女間に依然として大きな差が見られます。

男女がともに仕事をするためには、家事・育児・介護といった家庭生活の責任を男女がともに担わなければいけません。しかし、実際には家庭生活の責任の多くを女性が担っている状況です。

令和5年度に実施した町民意識調査において、仕事、家庭、地域活動への望ましい関わり方について、女性の関わり方では「同じように両立させる」が最も多く男性43.5%、女性39.8%となっています。また、男性の関わり方についても「同じように両立させる」が男性43.5%、女性42.6%との回答が最も多く、平成30年度の調査では「仕事を優先させる」が最も多かったことからみると、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識が男女共になくなりつつあります。

仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも、仕事以外の家庭や地域活動、趣味といった、生活でやりたいことを実現させる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といった考え方は、健康を維持し、男女が安心して社会や家庭で生活するうえで重要な考え方で、男女が積極的にいきいきと働き続けられるよう育児休業制度・介護休業制度・看護休業制度といった両立支援についてもより一層推進する必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 仕事と育児等の両立に関する意識啓発の推進

#### ①ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに仕事と家庭における責任を果たし、多様な社会活動が選  
択できるよう、仕事優先の組織や職場風土を見直すための啓発活動を推  
進します。

#### ②町職員の仕事と家庭の両立

町職員においては、次世代育成支援対策推進法による「特定事業主行  
動計画」に基づき、他の事業所に率先して仕事と育児・介護等との両立  
を図るよう環境整備に努めます。

### (2) 育児・介護休業制度の推進

#### ①法令の遵守及び各種制度の利用促進

男女が互いに仕事と育児・介護を両立できるよう、事業者及び就労者  
に対し育児・介護休業法の遵守及び利用促進に向けた啓発活動を推進し  
ます。

### (3) 育児・介護を行う労働者の継続就労の支援

#### ①子育て支援・介護サービスの利用促進による支援

各種子育て支援サービスや介護サービス、地域支援事業等の更なる利  
用促進を図るとともに、相談・指導・情報提供を積極的に行うことによ  
り、育児や介護を行う就労者の負担を軽減し継続就労を支援します。

## 重点目標2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を進めるには、日常的な家事や育児などの家庭的役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的に啓発を行うなど、家庭生活における固定的役割分担意識を変革していくことが求められます。

また、地域の活性化や協働のまちづくりを推進していくためには、男女がさまざまな視点で積極的に地域づくりや防犯・防災といった地域活動に参画し取り組むことが、安全・安心のまちづくりを進めるうえで重要になってきます。特に、男性の地域活動やボランティア活動への参加、女性の防災組織、自治会等の意思決定の場への参画が期待されます。

同時に女性に偏っている家事・育児・介護等にも男性が携わることができ環境づくりを進めるとともに子育てや介護の負担を軽減できるよう社会的に支えるための条件整備が必要となっています。町民がさまざまな地域活動へ主体的に参画していくことが不可欠であることから、その参加を積極的に働きかけるとともに町民と行政の協働による男女共同参画の推進を目指して町民の主体的な活動を支援します。

### 【施策の方向】

#### (1) 家庭における男女共同参画の促進

##### ① 家庭生活における協力体制の推進

家族が協力しあって、家事・育児・介護などの家庭生活における責任を果たし、仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担うことができるようさまざまな機会をとらえて啓発活動を推進します。

##### ② 生涯学習活動における推進

子育て相談やお父さんの育児講座などの開催など男女共同参画意識を高める学習機会を提供するとともに、子どもの一時預かりなどによる多様な生涯学習活動等への参加機会の確保に努めます。

#### (2) 地域社会における男女共同参画の促進

##### ① 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動における方針決定の場に、女性の積極的な参画を推進するとともに、固定的な役割分担や慣行についても改善していくための情報提供や啓発活動を推進します。また、地域と行政が連携してそれぞれの特

性を活かしながら各種事業の推進を図ります。

### (3) 保育・子育て支援サービス等の充実

#### ①地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう「第2期新上五島町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努め、子育て中の男女が積極的に地域活動等へ参加できるよう支援します。

### (4) 介護支援体制の充実

#### ①地域における介護支援体制の充実

住み慣れた地域で元気にいつまでも暮らしていけるよう、また家族の介護負担の軽減が図られるよう「新上五島町老人福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」に沿って各種介護サービスや地域支援事業の充実に努め、介護する側もされる側も安心して暮らせる地域づくりを支援します。



## 基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせる環境づくり

重点目標 1	健康で安心して暮らせる環境整備
重点目標 2	生涯を通じた健康支援
重点目標 3	犯罪・暴力の根絶

### 【現状と課題】

女性も男性も、お互いの身体の特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことはとても大事なことです。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフサイクルにおいて、それぞれ特有の体の変化とそれに伴う心の不安定感を経験します。このため、女性が自らの健康に関して、正しい情報を得て、自分で判断し、健康を自分のものとしていくことが求められ、そのための支援体制のより一層の充実が必要です。

また、高齢者や障がいをもった人、ひとり親世帯の家族等が住み馴れた地域で自立し、地域社会の一員としてあらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。特に障がいをもった人やひとり親世帯では、心理的・経済的な負担が大きく、家事・育児・介護等さまざまな悩みを抱える場合が多くあり、それを解決するための相談や情報提供等の充実が求められます。高齢者においては、健康でいきいきと活動し自立した暮らしができるよう予防措置や生活支援の充実が重要であり、さらに介護は女性の役割という意識をなくし男女がともにかわり、介護をする人も受ける人も安心して生活ができるよう支援体制や情報提供が必要です。

暴力は、誰に対しても決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力には、身体的・精神的・経済的・性的な行為があり、それらの暴力が複合して、繰り返し継続的に行われることが多くなっています。

町民意識調査では、セクシャル・ハラスメントは「直接経験したことがある」女性21.3%と少なくともありません。また、配偶者・恋人からの暴力(DV)について、「直接経験したことがある」の回答比率は女性11.1%、男性4.3%、「自分のまわりに経験した人がいる」女性28.7%、男性24.6%と、前回調査から数値の増減はあるものの、依然として暴力根絶には至っていません。

これらの暴力はなかなか表に現れにくく潜在化しているケースも多くあります。これらについては、人権侵害との認識の下個人的な問題として放置せず、いかなる暴力をも許さない人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努め、また暴力によって危機的状況に陥った女性や男性に対して、相談窓口を充実し、保護・援助を行ない社会的・経済的・精神的自立を支援していく必要があります。

## 【成果指標】

番号	成果指標	実績値 (R4)	目標値 (R9)
①	国の算出する健康寿命以上の達成 (新上五島町老人福祉計画及び介護保険事業計画)	男性 77.0歳 女性 84.4歳	男性 79.6歳 女性 84.0歳
②	特定検診受診率の向上 (新上五島町健康づくり計画)	33.1%	45.9%

重点目標Ⅰ 健康で安心して暮らせる環境整備

男女共同参画社会の実現には、すべての人々が健康で自立し誇りを持って社会参画できるための環境整備が不可欠です。特に高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯の家族等が住み馴れた地域で自立し、地域社会の一員としてあらゆる分野で社会参画でき、年齢や障がいの有無にかかわらず男女がいきいきと安心して暮らせる社会基盤の整備が求められ、そのための情報提供や各種支援策の推進が必要です。

また、本町のすばらしい自然環境を守り育て、後世に引き継ぐことは私たちの責務であります。そのためには、家庭・地域・職場等において、すべての人々が互いに協力しあって環境保全活動に参画することが望まれます。

## 【施策の方向】

## (1) 福祉・医療・保健の連携による支援体制の充実

## ① 関係各機関との連携による支援体制の充実

病院・診療所及び介護施設等との連携により、安心して医療サービス・介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進を図ります。

## (2) 高齢者・障がい者等への各種支援

## ① 高齢者の自立支援の推進

新上五島町老人福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）に基づき、各種サービス・地域支援事業の充実により自立支援を図るとともに、高齢者が持つ知識や能力を活かす機会と場の充実に努め、地域活動などへの積極的な参加を促進します。

②障がい者（児）の自立支援の推進

新上五島町障がい者（児）福祉計画により各種サービスの充実を図り、障がい者の社会参加と自立生活への支援を行ないます。

(3) ひとり親世帯等への各種支援

①ひとり親世帯の自立支援の推進

ひとり親世帯の不安を除去し自立した生活を送れるよう、就業促進や相談体制の充実を図り経済的・社会的自立支援に努めます。

(4) 共に担う環境保全活動

①環境保全活動の推進

島の自然環境を守るため、マイバック運動やリサイクル活動などの環境保全活動に、家族が協力しあって参画できるように積極的な情報提供や支援策の充実を図ります。

②地域コミュニティ活動における推進

ごみに関する学習の場の提供や施設見学等の機会を増やし、ごみ問題に関する認識を深めてもらうとともに、地域におけるリサイクル活動への積極的な参加を促進します。



重点目標2 生涯を通じた健康支援

健康は人がいきいきと暮らしていくための基本的な条件です。特に女性はライフサイクルの中で、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が生涯にわたって心身の健康保持・増進に意識的に取組、自らの健康を主体的に確保していくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことであり、健康に関する情報提供や正しい知識の普及啓発また相談機能の一層の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 健康保持に関する支援体制の充実

①世代別健康課題の目標達成に向けた支援体制の充実

「新上五島町第3次健康づくり計画」に掲げる各事業の展開を図り、健康保持に関する各世代別健康課題の目標達成に向けた支援体制の充実に努めます。

## ②生涯を通じたスポーツ活動の推進

だれもが健康でいきいきとした生活が送れるよう、生涯を通じ各世代に合ったスポーツ活動が行える体制の推進を図ります。

## (2) 妊娠・出産に関する支援体制の充実

### ①思春期保健対策と妊娠出産に関する支援の充実

性や感染症予防に関する学習機会の確保や、妊娠・出産期における各種健康診査・保健指導・相談・医療サービス等の提供など、思春期や妊産婦の健康支援の一層の充実を図ります。

## (3) 母子の健康に関する支援体制の充実

### ①母子の健康に関する支援体制の充実

乳幼児健診・相談・指導等により、母子の健康保持や母親の子育てに関する不安や悩みの解消に向けた指導・助言等、支援体制の充実に努めます。

## 重点目標3 犯罪・暴力の根絶

暴力は、誰に対しても決して許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。DVを含めたあらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるべきでないという社会的認識や地域の中であらゆる暴力を根絶させるための広報活動に努め、意識啓発活動を充実するなど、安全・安心のまちづくりに取組めます。

### 【施策の方向】

#### (1) 犯罪の抑止活動の活性化

##### ①関係機関との連携による犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議新上五島支部を中心に関係各機関と連携をとり、あらゆる情報の共有や犯罪抑止活動を推進し、誰もが安全で安心して暮らす事ができる地域社会の実現を図ります。

#### (2) 暴力（セクハラ・パワハラ・DV等）の防止対策の推進

##### ①暴力を根絶させるための基盤づくり

配偶者や恋人など密接な関係にある者、または、あった者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や、職場におけるセクシ

ヤル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、女性に限らず男性や子ども、高齢者等の社会的に弱い立場にある者に向けられるあらゆる暴力の予防と根絶に向け、町広報紙等により関係法令の周知及び意識啓発の推進に努めます。

②関係機関等との連携によるDV等の防止対策の推進

警察・福祉事務所・人権擁護委員及び民生児童委員等との連携により情報の共有化を図り、DV等の未然防止・早期発見等に努めます。学校等や若年層を対象にした取組を充実させDVについての正しい意識の啓発に取り組み、防止対策の推進に努めます。

(3) 被害者に対する相談・救済対策の推進

①DV等に対する相談体制及び保護体制の充実

警察・福祉事務所・人権擁護委員及び民生児童委員等との連携により、情報の共有化を図るとともに、DV被害者が必要な支援が受けられるように相談窓口の周知や、相談体制、保護体制を充実させます。

また、被害者支援のために法律・制度等の情報提供を図ります。

## 第4章 計画の推進

## 第4章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を積極的に推進し、男女共同参画の視点があらゆる施策や行政運営に反映されるように職員への啓発と研修の充実を図ります。また、計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内調整会議（課長会議）において、各課間の調整・連携を図りながら全庁的な推進体制の整備に努めます。

### 2 国・県などとの連携

国、県及び他市町村など関係各機関との連携強化により、男女共同参画に関する施策等の情報を収集し、本町施策の推進を図ります。

### 3 町民及び各種団体との連携

男女共同参画社会の実現のためには、行政と町民、地域、事業者などが一体となってさまざまな問題の解消・解決に取り組んでいく必要があります。そのためには、男女共同参画に関わるあらゆる団体等との連携により協力体制を構築し、施策の効果的な推進を図ります。

### 4 計画の進行管理

計画を円滑に推進していくため、各課が一体となって取り組み、組織の横断的な連絡・調整を図り関係事業の状況を把握するとともに、各課が各年度に実施すべき具体的な事業の検討及び検証を行うなど、計画的な事業の実施に向けた進行管理を行います。

< 参 考 资 料 >

## 用語の説明

### 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを定め、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組みが総合的に推進されることを目的とした法律。

### 【男女雇用機会均等法】

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることなどを目的とした法律。

### 【育児・介護休業法】

1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できることを定めた法律。

### 【次世代育成支援対策推進法】

国や地方公共団体、従業員301人以上を雇用する企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務付けた法律。

### 【女性活躍推進法】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定。従業員301人以上の企業は、女性登用の数値目標を含む女性活躍推進に向けた行動計画の策定及び公表が義務付けられ、300人以下の企業には努力義務が課せられている。

### 【特定事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法により策定が義務付けられたもので、事業主としての国や地方公共団体が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、目標達成のために講じる措置を定めたもの。

### 【家族経営協定】

家族（農業・漁業）経営にたずさわる各家族従事者が意欲と生きがいを持って取り組んでいけるよう、経営方針・就業条件・役割分担などについて話し合いに基づき取り決めをすること。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

【性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

【セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）】

性的嫌がらせ。相手の意に反して性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

【パワー・ハラスメント（パワハラ）】

権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」、言葉による「精神的暴力」、親・兄弟姉妹や友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないという「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」などがある。

【エンパワーメント】

個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し自立的な力をつけること。

## 男女共同参画に関する世界、日本及び長崎県の動き

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1945年 (昭和20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際連合発足</li> <li>・国際連合憲章採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正選挙法公布（婦人参政権）</li> <li>・総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1964年 (昭和21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の地位委員会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第22回総選挙で初の婦人参政権行使</li> <li>・日本国憲法公布（男女平等の明文）</li> </ul>	
1948年 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権宣言採択</li> </ul>		
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人に対する差別撤廃宣言採択</li> </ul>		
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部発足</li> <li>・総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>・民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に）</li> <li>・第1回日本婦人問題会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題窓口設置</li> </ul>
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画策定</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>・長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法・家事審判法一部改正（配偶者の法定相続分引き上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定</li> <li>・婦人問題担当企画主幹設置</li> <li>・第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画後期重点目標発表</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年世界会議 ESCAP 地域政府間準備会議」開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍・・・父血統主義→父母両系主義）</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）</li> <li>・「ナイロビ将来戦略」採択</li> <li>・NGOフォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>・「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>・「国民年金法」改正（女性の年金権確立・施行は昭和61年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始</li> <li>・情報紙「女性ながさき」創刊</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部婦人対策室設置</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2001ながさき女性プラン」策定</li> <li>・婦人対策室を女性行政推進室に改称</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定</li> <li>・育児休業法成立（施行は平成4年）</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・初の婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権会議（ウィーン）</li> <li>・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業生活資金創設</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	・「2001ながさき女性プラン」第1次改定
1995年 (平成7年)	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	・育児・介護休業法の成立・施行 ・ILO第156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン」策定
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始 ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
1998年 (平成10年)			・男女共同参画フォーラム開催
1999年 (平成11年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」の採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立	・新世紀創造フォーラム開催 ・「長崎県男女共同参画計画」策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称:DV防止法)成立 ・「男女共同参画週間」設定(6月23日～29日)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
2003年 (平成15年)		・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化対策基本法施行 ・「性同一性障がいの性別の取扱いの特例に関する法律」成立	・「長崎県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		・DV防止法一部改正(暴力の定義拡大等・・・同年施行) ・育児・介護休業法一部改正(育児休業期間の延長等・・・平成17年施行)	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設
2006年 (平成18年)		・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)	・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)改正(平成20年施行)</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)改正(平成20年施行)</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長崎県男女共同参画基本計画」改定</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部団所競走参画室を県民生活部男女共同参画・県民協働課に改組</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等(平成22年施他))</li> <li>・女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称：UN Women)発足</li> <li>・ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催(ラオス)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部男女共同参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設</li> <li>・「第3次長崎県DV対策基本計画」策定</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正</li> <li>・日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成26年施行)</li> </ul>	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催(WAW!)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての女性が輝く社会づくり本部設置</li> <li>・女性のチャレンジ応援プラン策定</li> <li>・日本再興戦略改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ</li> <li>・女性活躍担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながさき女性活躍推進会議発足</li> <li>・ながさき女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催(WAW!2015)</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行</li> <li>・一億総活躍国民会議設置</li> <li>・第4次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーマンズジョブほっとステーション開設</li> <li>・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」を「きらりあ」に愛称決定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次長崎県DV対策基本計画」策定</li> <li>長崎女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」策定</li> </ul>
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ながさき女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>第4次長崎県DV対策基本計画策定</li> <li>第3次長崎県男女競争参画基本計画～ながさき輝きプラン2020～策定</li> <li>県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女共同・女性活躍推進室に改組</li> </ul>
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>政治分野における男女共同参画推進に関する法律公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁舎の移転</li> </ul>
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布</li> <li>育児・介護休業法改正</li> <li>労働施策総合推進法改正</li> <li>男女雇用機会均等法改正</li> <li>働き方改革関連法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第6回)</li> <li>ラジオ番組「With You」放送終了</li> </ul>
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女参画・女性活躍推進室を県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室に改組</li> </ul>
2022年 (令和4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際女性会議「WAW! 2022」開催</li> </ul>		

## ○各種審議会委員等への女性の登用の推進 【附属機関等実態調査】

令和5年3月31日時点

## 【附属機関】

一連	委員会・審議会等名称	定数	4年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	情報公開審査会	5人以内	×	5	0
2	個人情報保護審査会	5人以内	×	5	0
3	政治倫理審査会	5人	○	5	1
4	行財政改革推進委員会	15人以内	○	12	4
5	特別職報酬審議会	10人以内	×	-	-
6	交通安全対策協議会	20人以内	×	-	-
7	生活安全推進協議会	若干人	○	18	1
8	防災会議	25人以内	○	29	1
9	国民保護協議会	40人以内	×	-	-
10	使用料及び手数料審議会	10人以内	×	-	-
11	総合計画審議会	25人以内	×	-	-
12	民生委員推薦会	14人	○	14	3
13	障がい支援区分認定審査会	5人	○	5	2
14	障がい者総合支援協議会	18人以内	○	15	2
15	福祉保健対策推進協議会	30人以内	○	29	8
16	介護認定審査会委員	30人以内	○	23	11
17	介護保険運営協議会	28人以内	○	28	8
18	地域密着型サービス運営部会	15人以内	○	14	4
19	地域包括支援センター運営部会	15人以内	○	14	4
20	入所判定委員会	6人以内	○	6	1
21	災害時要援護者避難支援関係者連絡会議	21人以内	○	21	4
22	地域福祉計画策定委員会	15人以内	○	15	4
23	地域ケア会議	-	○	19	4
24	地域包括ケア推進協議会	20人以内	○	17	3
25	要保護児童対策地域協議会	定無	○	17	5
26	児童館運営委員会	20人以内	○	13	5
27	予防接種健康被害調査委員会	若干人	×	-	-
28	国民健康保険運営協議会	15人	○	15	3
29	診療所運営協議会	13人	○	13	2
30	地域温暖化対策協議会	15人以内	○	15	6
31	環境保全審議会	15人以内	×	-	-
32	水産業振興協議会	20人以内	○	12	0
33	水道事業経営審議会	11人以内	○	10	2
34	都市計画審議会	20人以内	○	13	1
35	景観審議会	10人以内	○	8	2
36	公営住宅入居者選考委員会	8人	×	-	-
37	文化的景観保存計画策定委員会	15人以内	×	-	-

## 【附属機関つづき】

一連	委員会・審議会等名称	定数	4年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
38	文化的景観整備活用委員会	15人以内	○	6	1
39	文化財保護審議会	15人以内	○	9	2
40	博物館協議会	10人以内	○	7	0
41	新上五島町教育支援委員会	15人以内	○	14	6
42	結核対策委員会	10人以内	○	5	1
43	社会教育委員会	15人以内	○	15	4
44	公民館運営審議会	15人以内	○	14	7
45	図書館協議会	7人以内	○	6	4
46	石油備蓄記念会館運営委員会	15人以内	○	11	4
47	生涯学習推進協議会	30人以内	×	-	-
48	学校給食センター運営委員会	20人以内	○	18	5
49	空家等対策協議会	10人以内	○	10	0
50	林業振興協議会	12人以内	○	10	1
計				535	126

## 【私的諮問機関】

一連	委員会・審議会等名称	定数	4年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	男女共同参画基本計画策定委員会	20人以内	×	10	7
2	交通体系再編協議会	15人以内	×	-	-
3	交通対策協議会	定無	×	-	-
4	地域公共交通会議	定無	○	7	0
5	交通ネットワーク促進協議会	定無	○	16	1
6	協働のまちづくり計画策定委員会	20人以内	×	-	-
7	人口減少対策推進・検証会議	定無	○	25	3
8	産業再生町民会議	25人以内	×	-	-
9	バイオマスタウン構想策定委員会	11人以内	×	-	-
10	バイオマスタウン推進協議会	20人以内	×	-	-
11	風力発電等ゾーニング整備協議会	定無	×	-	-
12	新上五島町まちづくり交付金評価委員会	20人以内	×	0	0
13	子ども・子育て会議	20人以内	○	20	8
14	温水プール運営協議会	15人以内	○	13	4
				91	23

## 【推進員等】

一連	委員会・審議会等名称	定数	4年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	駐在員	115人	○	114	8

2	交通指導員	50 人以内	○	34	3
3	障がい者相談員	10 人	○	10	3
4	母子保健推進員	80 人以内	○	58	58
5	健康づくり推進員	100 人以内	○	50	44
6	食生活改善推進員	144 人	○	100	100
7	環境美化推進員	各地区駐在員	○	150	48
8	環境美化指導員	定無	×	-	-
9	畜犬指導員	若干人	×	-	-
10	スポーツ推進委員	35 人以内	○	30	9
				546	273

## 【全体計】

全体数	人	1,172	422
女性委員の割合	%		36.01

## 新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりを目指す基本計画を策定するため、新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 男女共同参画に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間企業並びに公共的団体に属する者
- (3) 教育関係団体に属する者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前4号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

		氏 名	所属・役職等
1	委員長	道 下 陽 章	町社会福祉協議会会長
2	副委員長	前 田 三千代	元長崎県男女共同推進アドバイザー
3	委 員	中 野 千 尋	町商工会女性部長
4	委 員	前 田 あおい	交通安全母の会連合会長
5	委 員	白 石 英 穂	人権擁護委員
6	委 員	松 坂 威	教育支援委員・民生児童委員協議会長
7	委 員	竹 内 なおみ	長崎県男女共同参画推進員
8	委 員	安 永 美 穂	長崎県男女共同参画推進アドバイザー
9	委 員	山 中 雅 美	長崎県男女共同参画推進アドバイザー
10	委 員	市 川 千 恵	公募
11	委 員	松 崎 美 和	公募
12	委 員	住 はづき	公募

## 令和5年度町民意識調査

		実数（人）			構成比（%）		
		全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数		183	69	108	100.0	100.0	100.0
性別	男性	69	69	0	37.7	37.7	0.0
	女性	108	0	108	59.0	0.0	59.0
	未回答	6	0	0	3.3	0.0	0.0
年代別	10歳代	4	2	2	2.2	1.1	1.1
	20歳代	16	4	12	8.7	2.2	6.6
	30歳代	40	21	19	21.9	11.5	10.4
	40歳代	37	12	25	20.2	6.6	13.7
	50歳代	45	14	28	24.6	7.7	15.3
	60歳代	24	9	13	13.1	4.9	7.1
	70歳代	17	7	9	9.3	3.8	4.9
未既婚別	既婚	122	45	74	66.7	24.6	40.4
	離別・死別	22	8	13	12.0	4.4	7.1
	未婚	38	16	21	20.8	8.7	11.5
	未回答	1	0	0	0.6	0.0	0.0
就業形態別	自営業主	12	5	7	6.6	2.7	3.8
	家族従業者	6	1	5	3.3	0.6	2.7
	会社などの役員	13	8	4	7.1	4.4	2.2
	常勤（フルタイム）	81	37	42	44.3	20.2	23.0
	パートタイム	23	2	21	12.6	1.1	11.5
	学生	5	2	3	2.7	1.1	1.6
	家事専業	15	0	15	8.2	0.0	8.2
	無職	24	11	10	13.1	6.0	5.5
	その他	4	3	1	2.2	1.6	0.6
未回答	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
就業先の産業分類別	農林水産業	11	7	4	6.0	3.8	2.2
	鉱・建設業	7	5	2	3.8	2.7	1.1
	製造業	3	0	3	1.6	0.0	1.6
	商業	2	1	0	1.1	0.6	0.0
	金融・保険業	6	1	5	3.3	0.6	2.7
	サービス業	42	12	30	23.0	6.6	16.4
	公務員	47	23	24	25.7	12.6	13.1
	その他	14	4	8	7.7	2.2	4.4
	未回答	7	3	4	3.8	1.6	2.2
配偶者の産業分類別	職業をもっている	101	32	67	55.2	17.5	36.6
	現在さがしている	6	4	2	3.3	2.2	1.1
	職業はもっていない	32	15	16	17.5	8.2	8.7
	未回答	44	18	23	24.0	9.8	12.6
家族形態別	単身世帯	27	13	12	14.8	7.1	6.6
	夫婦のみの世帯	51	17	32	27.9	9.3	17.5
	二世帯世帯（親・子ども）	92	33	57	50.3	18.0	31.2
	三世帯世帯（祖父母・親・子ども）	7	4	3	3.8	2.2	1.6
	その他	6	2	4	3.3	1.1	2.2
	未回答	0	0	0	0.0	0.0	0.0

表1 社会生活における男女平等（性別）

(%)

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (1)家庭生活						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	10.4	31.7	39.9	6.0	0.5	11.5	0.0
性別	男性	69	1.4	27.5	44.9	4.3	1.4	20.3	0.0
	女性	108	16.7	34.3	37.0	6.5	0.0	5.6	0.0
	未回答	6	0.0	33.3	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (2)職場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	4.4	26.8	39.3	9.3	2.7	17.5	0.0
性別	男性	69	1.4	23.2	40.6	11.6	1.4	21.7	0.0
	女性	108	6.5	28.7	39.8	8.3	2.8	13.9	0.0
	未回答	6	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7	33.3	0.0

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (3)学校教育の場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	1.1	14.8	54.1	2.7	0.0	27.3	0.0
性別	男性	69	0.0	8.7	65.2	1.4	0.0	24.6	0.0
	女性	108	1.9	17.6	50.0	2.8	0.0	27.8	0.0
	未回答	6	0.0	33.3	0.0	16.7	0.0	50.0	0.0

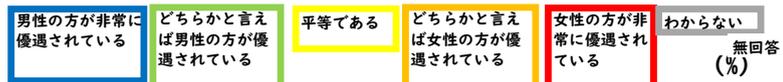
		標本数	問1 社会生活における男女平等 (4)政治や行政の施策・方針決定の場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	11.5	42.1	21.9	3.3	0.5	20.8	0.0
性別	男性	69	7.2	33.3	34.8	5.8	0.0	18.8	0.0
	女性	108	13.9	47.2	14.8	1.9	0.0	22.2	0.0
	未回答	6	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (5)法律や制度の上						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	5.5	33.3	28.4	8.7	1.6	22.4	0.0
性別	男性	69	2.9	23.2	39.1	10.1	2.9	21.7	0.0
	女性	108	7.4	38.9	22.2	8.3	0.0	23.1	0.0
	不明	6	0.0	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0

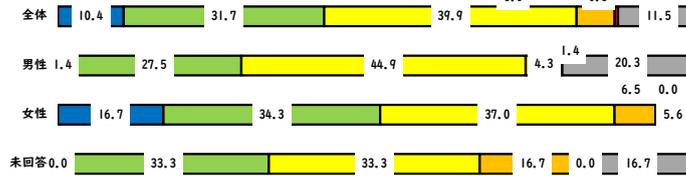
		標本数	問1 社会生活における男女平等 (6)社会通念、慣習・しきたり						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	14.2	48.6	17.5	3.3	0.5	15.8	0.0
性別	男性	69	5.8	50.7	26.1	0.0	1.4	15.9	0.0
	女性	108	19.4	47.2	13.0	4.6	0.0	15.7	0.0
	未回答	6	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (7)社会全体として見た場合						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		183	9.3	53.0	17.5	4.9	1.1	14.2	0.0
性別	男性	69	4.3	49.3	24.6	2.9	2.9	15.9	0.0
	女性	108	13.0	55.6	13.9	5.6	0.0	12.0	0.0
	未回答	6	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0

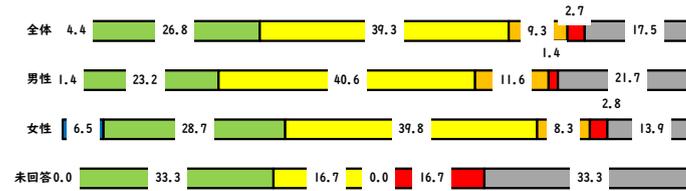
図1 社会生活における男女平等



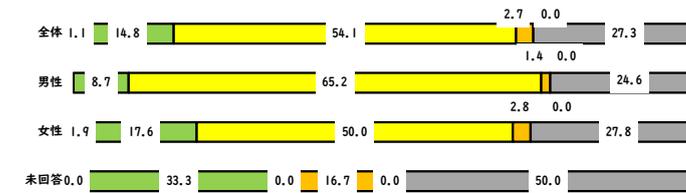
(1) 家庭生活



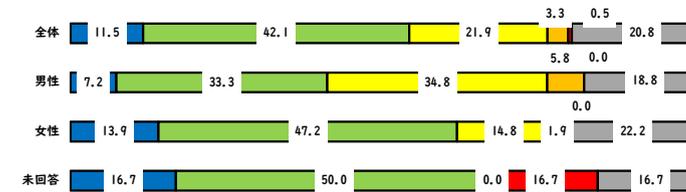
(2) 職場



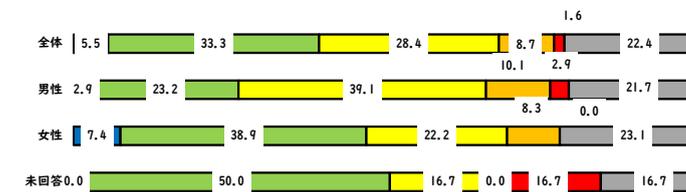
(3) 学校教育の場



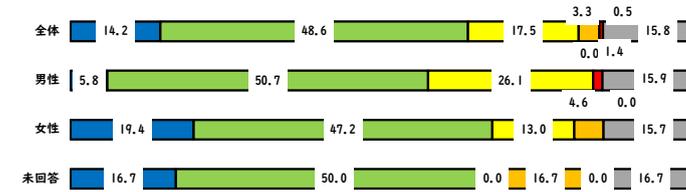
(4) 政治や行政の施策・方針決定の場



(5) 法律や制度の上



(6) 社会通念、慣習・しきたり



(7) 社会全体として見た場合

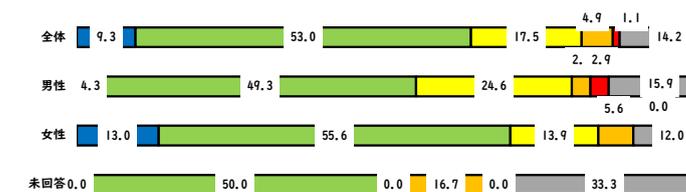


表2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと

(%)

		標本数	問2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと							わからない	無回答
			法律や制度の見直しによる女性差別の改善	女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善	経済力など女性自身の積極的な力の向上	女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実	社会的に重要な役職への女性登用制度の採用・充実	その他			
全体		183	12.6	45.9	13.1	6.0	8.7	2.2	11.5	0.0	
性別	男性	69	13.0	46.4	7.2	8.7	5.8	2.9	15.9	0.0	
	女性	108	13.0	45.4	16.7	4.6	11.1	0.9	8.3	0.0	
	未回答	6	0.0	50.0	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	
年代別	10歳代	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	
	20歳代	16	12.5	56.3	6.3	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	
	30歳代	40	15.0	55.0	2.5	5.0	5.0	2.5	15.0	0.0	
	40歳代	37	8.1	37.8	24.3	2.7	8.1	2.7	16.2	0.0	
	50歳代	45	15.6	46.7	13.3	4.4	8.9	4.4	6.7	0.0	
	60歳代	24	0.0	54.2	16.7	8.3	16.7	0.0	4.2	0.0	
	70歳代	17	17.6	29.4	17.6	5.9	5.9	0.0	23.5	0.0	

図2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと

(%)

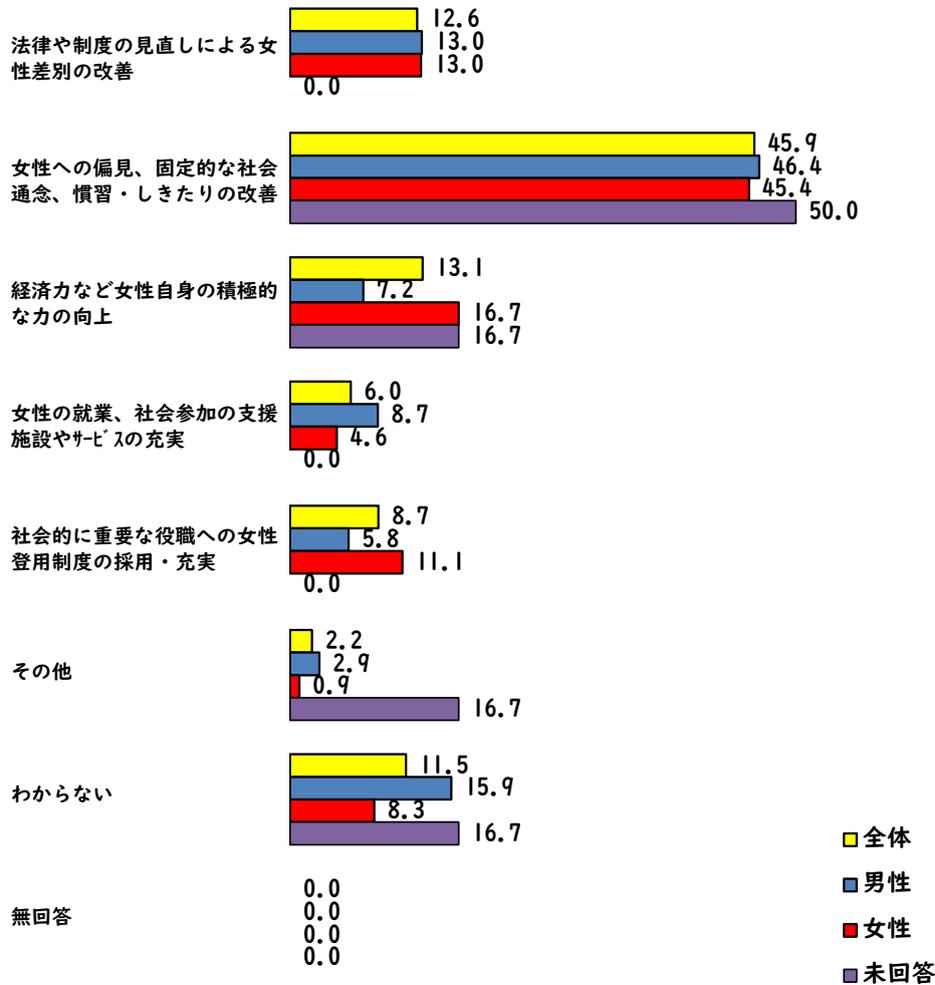


表3(1) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。

(%)

		標本数	問3(1) 結婚はしてもしなくてもよい					無回答
			賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わから ない	
全体		183	63.9	21.9	6.6	2.2	5.5	0.0
性別	男性	69	56.5	24.6	8.7	5.8	4.3	0.0
	女性	108	69.4	19.4	5.6	0.0	5.6	0.0
	未回答	6	50.0	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	20歳代	16	81.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	40	77.5	15.0	7.5	0.0	0.0	0.0
	40歳代	37	64.9	18.9	5.4	2.7	8.1	0.0
	50歳代	45	62.2	24.4	4.4	4.4	4.4	0.0
	60歳代	24	45.8	33.3	16.7	0.0	4.2	0.0
	70歳代	17	41.2	29.4	5.9	5.9	17.6	0.0
未既婚 別	既婚	122	64.8	23.8	5.7	1.6	4.1	0.0
	離別・死別	22	50.0	27.3	13.6	4.5	4.5	0.0
	未婚	38	68.4	13.2	5.3	2.6	10.5	0.0
	不明	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

図3(1) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。

(%)

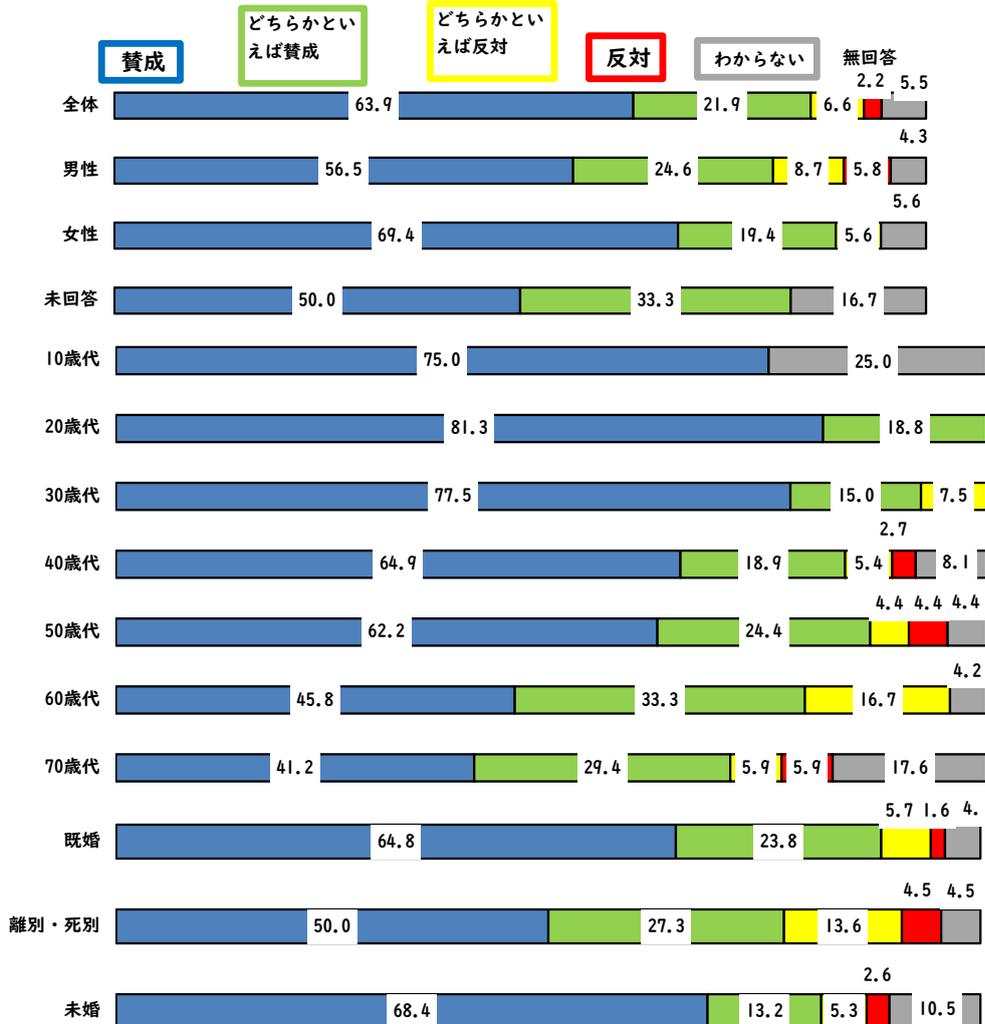


表3(2) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。(%)

		標本数	問3(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである					無回答
			賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わからない	
全体		183	1.6	8.2	26.8	45.9	17.5	0.0
性別	男性	69	4.3	8.7	26.1	40.6	20.3	0.0
	女性	108	0.0	8.3	27.8	48.1	15.7	0.0
	未回答	6	0.0	0.0	16.7	66.7	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0
	20歳代	16	0.0	6.3	31.3	56.3	6.3	0.0
	30歳代	40	5.0	5.0	12.5	60.0	17.5	0.0
	40歳代	37	2.7	8.1	27.0	45.9	16.2	0.0
	50歳代	45	0.0	13.3	24.4	44.4	17.8	0.0
	60歳代	24	0.0	4.2	41.7	41.7	12.5	0.0
	70歳代	17	0.0	11.8	41.2	17.6	29.4	0.0
未既婚別	既婚	122	0.0	10.7	23.8	50.8	14.8	0.0
	離別・死別	22	0.0	4.5	45.5	36.4	13.6	0.0
	未婚	38	7.9	2.6	26.3	34.2	28.9	0.0
	不明	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

図3(2) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである (%)

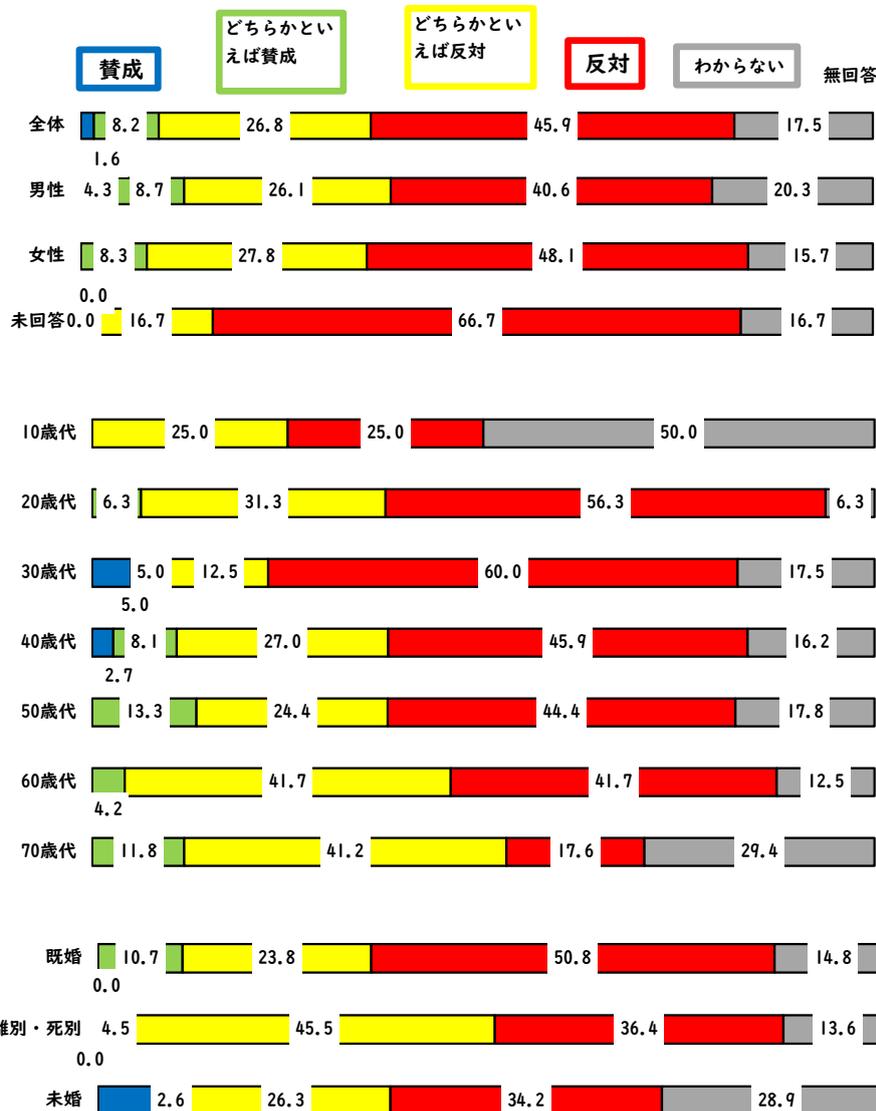


表3(3) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。  
(%)

		標本数	問3(3) 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない					無回答
			賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	
全体		183	41.0	20.2	12.0	7.7	19.1	0.0
性別	男性	69	30.4	15.9	20.3	11.6	21.7	0.0
	女性	108	47.2	23.1	7.4	4.6	17.6	0.0
	未回答	6	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	20歳代	16	50.0	43.8	0.0	0.0	6.3	0.0
	30歳代	40	50.0	22.5	10.0	2.5	15.0	0.0
	40歳代	37	40.5	21.6	5.4	8.1	24.3	0.0
	50歳代	45	42.2	11.1	15.6	11.1	20.0	0.0
	60歳代	24	33.3	20.8	25.0	8.3	12.5	0.0
	70歳代	17	17.6	17.6	17.6	17.6	29.4	0.0
未既婚別	既婚	122	43.4	20.5	13.1	7.4	15.6	0.0
	離別・死別	22	36.4	13.6	22.7	9.1	18.2	0.0
	未婚	38	34.2	23.7	2.6	7.9	31.6	0.0
	不明	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

図3(3) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。

結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない (%)

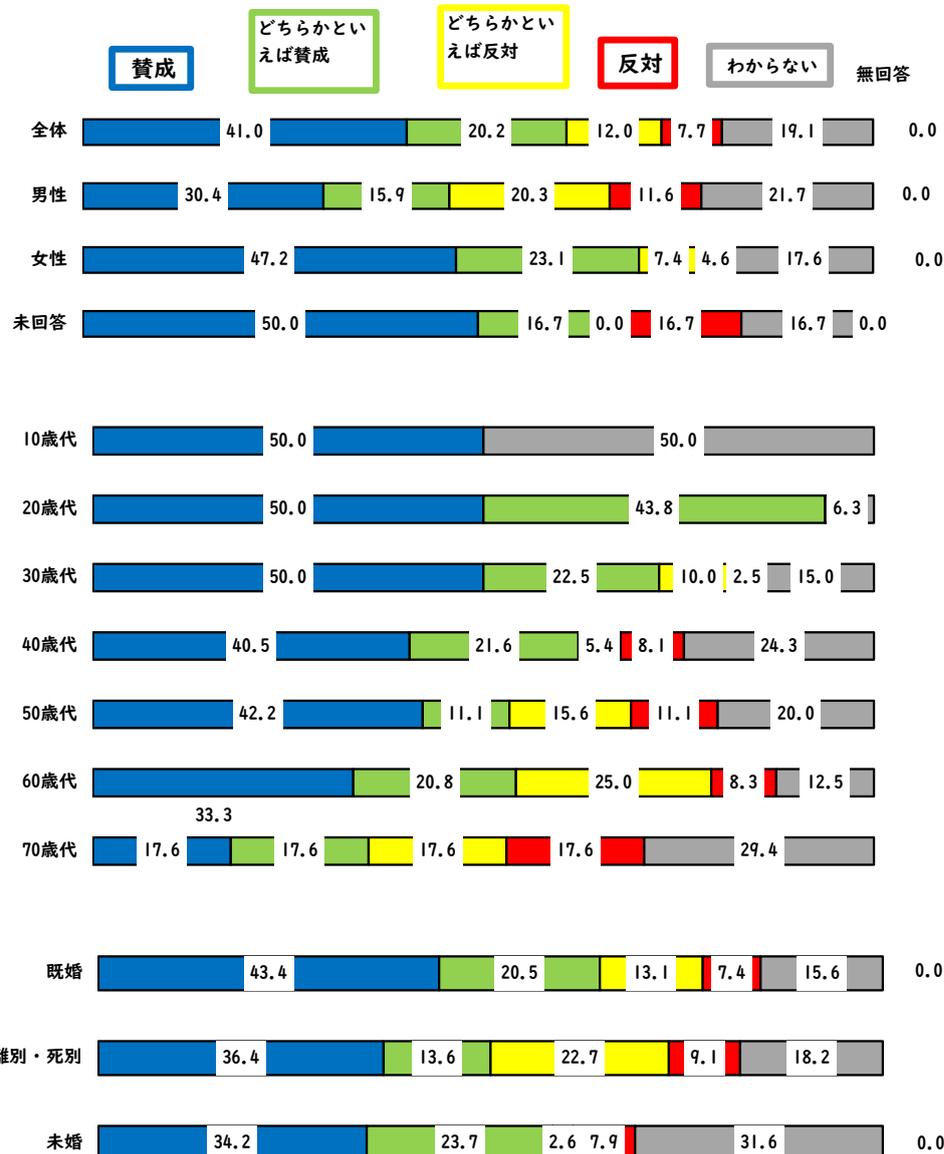


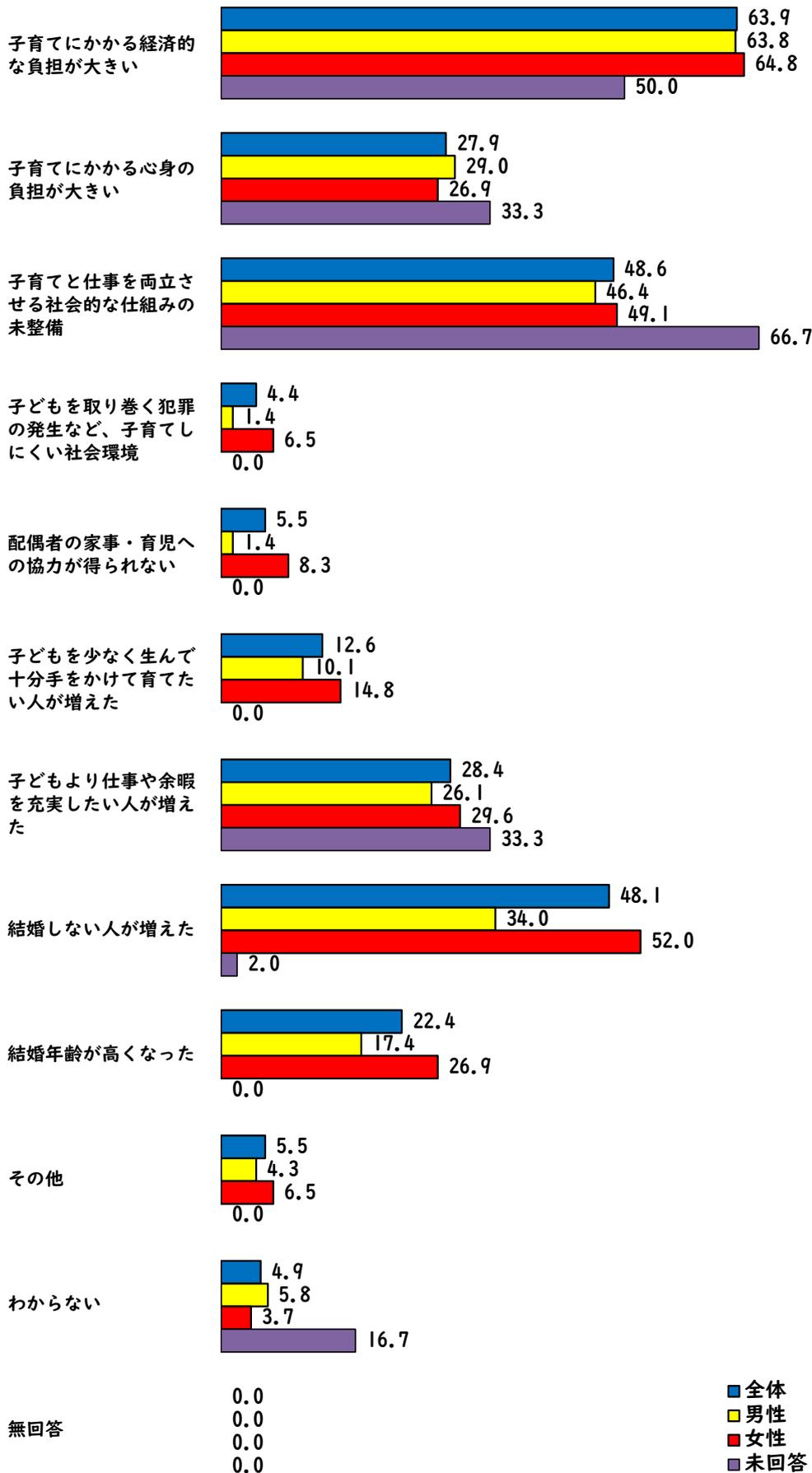
表4 少子化の原因

(%)

		問4 少子化の原因						
		標本数	子育てにかかる経済的な負担が大きい	子育てにかかる心身の負担が大きい	子育てと仕事を両立させる社会的な仕組みの未整備	子どもを取り巻く犯罪の発生など、子育てしにくい社会環境	配偶者の家事・育児への協力が得られない	子どもを少なく生んで十分手をかけて育てたい人が増えた
全体		183	63.9	27.9	48.6	4.4	5.5	12.6
性別	男性	69	63.8	29.0	46.4	1.4	1.4	10.1
	女性	108	64.8	26.9	49.1	6.5	8.3	14.8
	未回答	6	50.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
年代別	10歳代	4	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0
	20歳代	16	93.8	31.3	62.5	6.3	6.3	6.3
	30歳代	40	72.5	32.5	52.5	5.0	7.5	7.5
	40歳代	37	62.2	32.4	45.9	2.7	2.7	2.7
	50歳代	45	64.4	20.0	53.3	0.0	6.7	15.6
	60歳代	24	41.7	29.2	29.2	8.3	0.0	25.0
	70歳代	17	58.8	23.5	47.1	11.8	5.9	23.5

		問4 少子化の原因						
		標本数	子どもより仕事や余暇を充たい人が増えた	結婚しない人が増えた	結婚年齢が高くなった	その他	わからない	無回答
全体		183	28.4	48.1	22.4	5.5	4.9	0.0
性別	男性	69	26.1	49.3	17.4	4.3	5.8	0.0
	女性	108	29.6	48.1	26.9	6.5	3.7	0.0
	未回答	6	33.3	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	75.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	16	31.3	31.3	12.5	0.0	0.0	0.0
	30歳代	40	27.5	45.0	22.5	5.0	2.5	0.0
	40歳代	37	21.6	59.5	35.1	8.1	5.4	0.0
	50歳代	45	26.7	40.0	20.0	8.9	6.7	0.0
	60歳代	24	45.8	58.3	20.8	0.0	8.3	0.0
	70歳代	17	11.8	47.1	17.6	5.9	5.9	0.0

図4 少子化の原因 (%)



■全体  
■男性  
■女性  
■未回答

表5(1) 家庭内での役割分担

(%)

		標本数	問5 (1)食料品等の買い物							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	5.7	4.9	18.9	18.0	50.8	0.8	0.8	0.0
性別	男性	45	4.4	4.4	26.7	20.0	44.4	0.0	0.0	0.0
	女性	74	6.8	5.4	12.2	17.6	56.8	1.4	0.0	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (2)食事のしたく							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	4.1	6.6	8.2	17.2	62.3	0.8	0.8	0.0
性別	男性	45	4.4	6.7	8.9	17.8	62.2	0.0	0.0	0.0
	女性	74	4.1	6.8	5.4	17.6	64.9	1.4	0.0	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (3)食後の片付け							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	4.1	8.2	17.2	19.7	49.2	0.8	0.8	0.0
性別	男性	45	4.4	6.7	26.7	26.7	35.6	0.0	0.0	0.0
	女性	74	4.1	9.5	10.8	14.9	59.5	1.4	0.0	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (4)掃除							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	1.6	4.1	18.0	23.8	50.8	0.8	0.8	0.0
性別	男性	45	0.0	2.2	26.7	22.2	48.9	0.0	0.0	0.0
	女性	74	2.7	5.4	13.5	23.0	54.1	1.4	0.0	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (5)洗濯							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	1.6	4.1	18.9	18.9	54.9	0.8	0.8	0.0
性別	男性	45	2.2	4.4	22.2	13.3	57.8	0.0	0.0	0.0
	女性	74	1.4	4.1	14.9	23.0	55.4	1.4	0.0	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (6)育児							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	0.0	0.0	26.2	32.8	27.9	0.0	13.1	0.0
性別	男性	45	0.0	0.0	35.6	28.9	20.0	0.0	15.6	0.0
	女性	74	0.0	0.0	20.3	35.1	33.8	0.0	10.8	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (7)子どものしつけ							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	1.6	4.9	33.6	25.4	17.2	0.0	17.2	0.0
性別	男性	45	2.2	4.4	33.3	31.1	13.3	0.0	15.6	0.0
	女性	74	1.4	5.4	32.4	23.0	20.3	0.0	17.6	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (8)PTA（学校行事等）への参加							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	2.5	3.3	18.9	23.8	32.8	0.0	18.9	0.0
性別	男性	45	4.4	6.7	20.0	26.7	20.0	0.0	22.2	0.0
	女性	74	0.0	1.4	17.6	23.0	41.9	0.0	16.2	0.0
	未回答	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (9)町内行事への参加							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	5.7	22.1	34.4	9.0	16.4	0.8	11.5	0.0
性別	男性	45	11.1	24.4	42.2	4.4	6.7	0.0	11.1	0.0
	女性	74	2.7	20.3	31.1	10.8	23.0	1.4	10.8	0.0
	未回答	3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (10)高齢者等の世話・介護							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	0.8	1.6	27.9	11.5	15.6	1.6	41.0	0.0
性別	男性	45	0.0	0.0	37.8	6.7	11.1	4.4	40.0	0.0
	女性	74	1.4	1.4	23.0	13.5	18.9	0.0	41.9	0.0
	未回答	3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

図5(1) 家庭内での役割分担

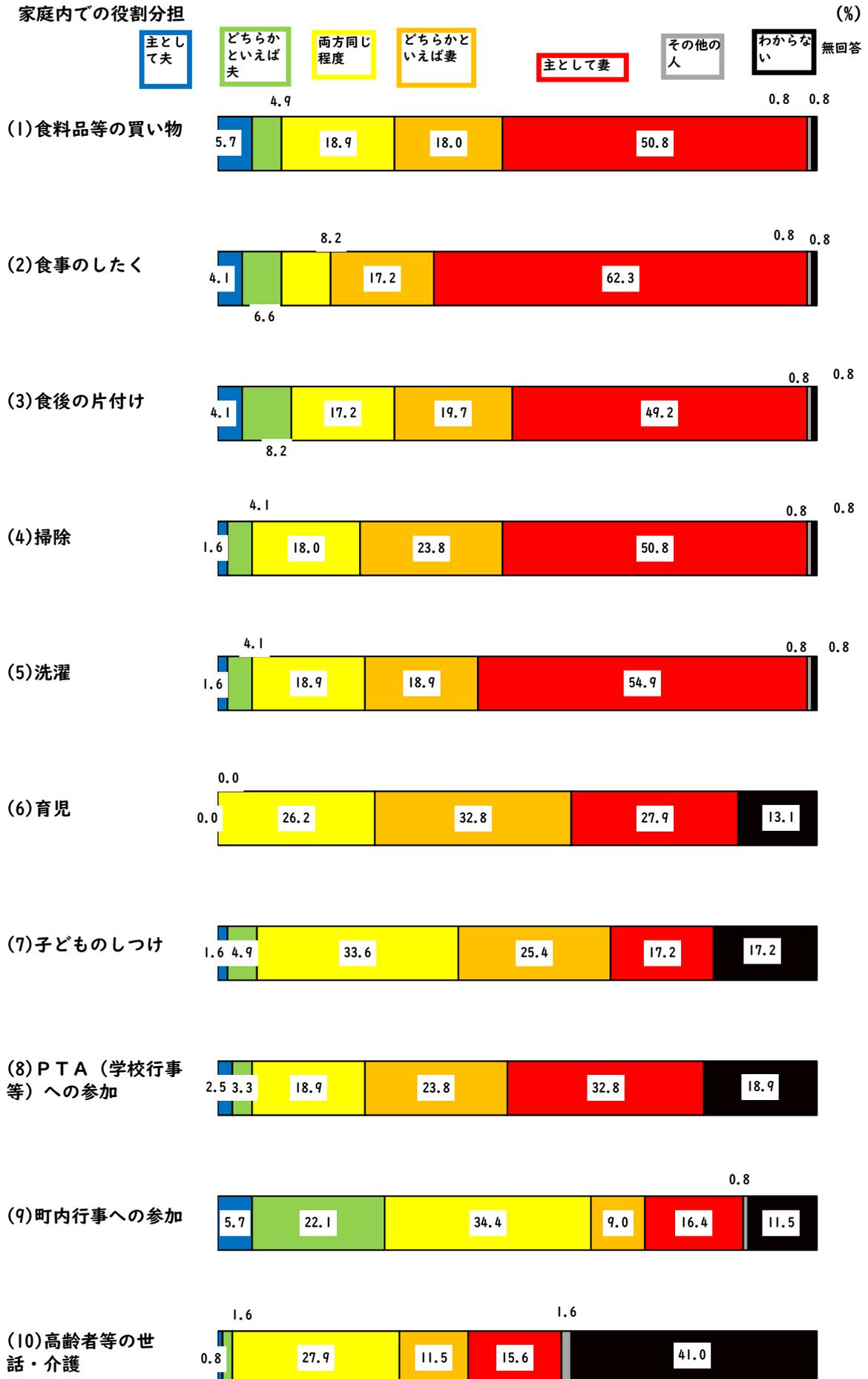


表5(2) 家庭における意思決定

(%)

		標本数	問5 (1)家計費の管理							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	6.6	4.1	24.6	17.2	44.3	0.0	3.3	0.0
性別	男性	45	8.9	6.7	31.1	24.4	26.7	0.0	2.2	0.0
	女性	74	5.4	2.7	20.3	12.2	56.8	0.0	2.7	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (2)子どもの教育方針や進路							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	1.6	7.4	46.7	18.9	13.1	0.0	12.3	0.0
性別	男性	45	0.0	8.9	53.3	20.0	8.9	0.0	8.9	0.0
	女性	74	2.7	6.8	41.9	18.9	16.2	0.0	13.5	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (3)貯蓄や投資							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	6.6	13.9	32.8	13.9	24.6	0.0	8.2	0.0
性別	男性	45	6.7	22.2	35.6	13.3	15.6	0.0	6.7	0.0
	女性	74	6.8	9.5	31.1	13.5	31.1	0.0	8.1	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0

		標本数	問5 (4)土地、家屋の購入							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	19.7	16.4	34.4	4.9	6.6	1.6	16.4	0.0
性別	男性	45	15.6	24.4	42.2	0.0	2.2	2.2	13.3	0.0
	女性	74	23.0	12.2	29.7	8.1	9.5	1.4	16.2	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0

		標本数	問5 (5)家庭における全体的な実権							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		122	13.1	22.1	41.0	10.7	7.4	0.0	5.7	0.0
性別	男性	45	4.4	31.1	51.1	6.7	4.4	0.0	2.2	0.0
	女性	74	18.9	17.6	35.1	13.5	9.5	0.0	5.4	0.0
	未回答	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0

図5(2) 家庭における意思決定

(%)



(1) 家計費の管理



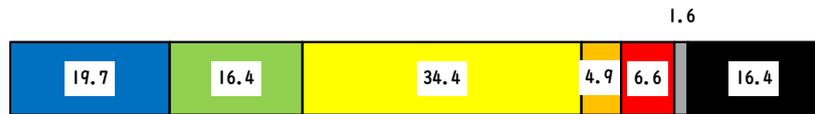
(2) 子どもの教育方針や進路



(3) 貯蓄や投資



(4) 土地、家屋の購入



(5) 家庭における全体的な実権



表6(1) 仕事、家庭、地域活動への女性が関わるのが望ましいと思うもの

(%)

		標本数	問6(1) 仕事、家庭、地域活動への女性が関わるのが望ましいもの						
			仕事に専念する	仕事を優先させる	同じように両立させる	家庭生活又は地域活動を優先させる	家庭生活又は地域活動に専念する	わからない	無回答
全体		183	1.6	18.6	41.5	17.5	3.8	16.9	0.0
性別	男性	69	1.4	14.5	43.5	20.3	7.2	13.0	0.0
	女性	108	1.9	21.3	39.8	15.7	1.9	19.4	0.0
	未回答	6	0.0	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0

図6(1) 仕事、家庭、地域活動への女性の望ましい関わり方

(%)

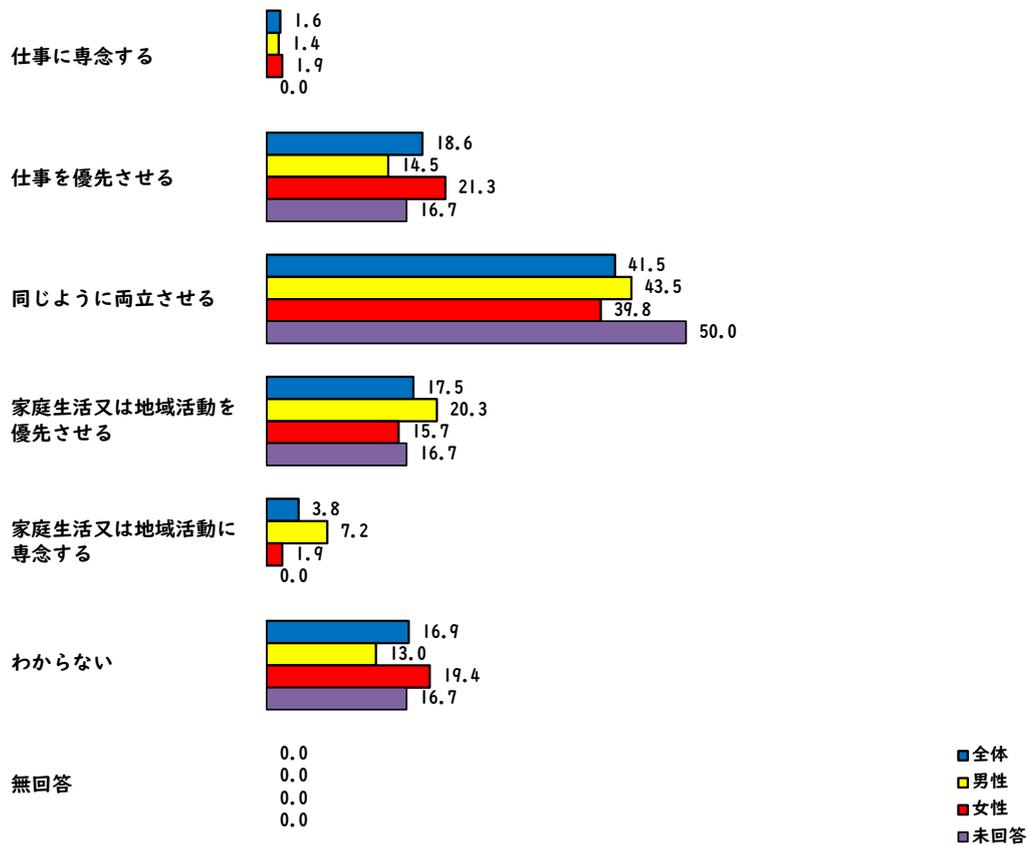


表6(2) 仕事、家庭、地域活動への男性が関わるのが望ましいと思うもの

(%)

		標本数	問6(2) 仕事、家庭、地域活動への男性が関わるのが望ましいもの						
			仕事に専念する	仕事を優先させる	同じように両立させる	家庭生活又は地域活動を優先させる	家庭生活又は地域活動に専念する	わからない	無回答
全体		183	4.9	32.8	43.2	6.0	0.0	13.1	0.0
性別	男性	69	5.8	33.3	43.5	7.2	0.0	10.1	0.0
	女性	108	4.6	33.3	42.6	4.6	0.0	14.8	0.0
	未回答	6	0.0	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0

図6(2) 仕事、家庭、地域活動への男性の望ましい関わり方

(%)

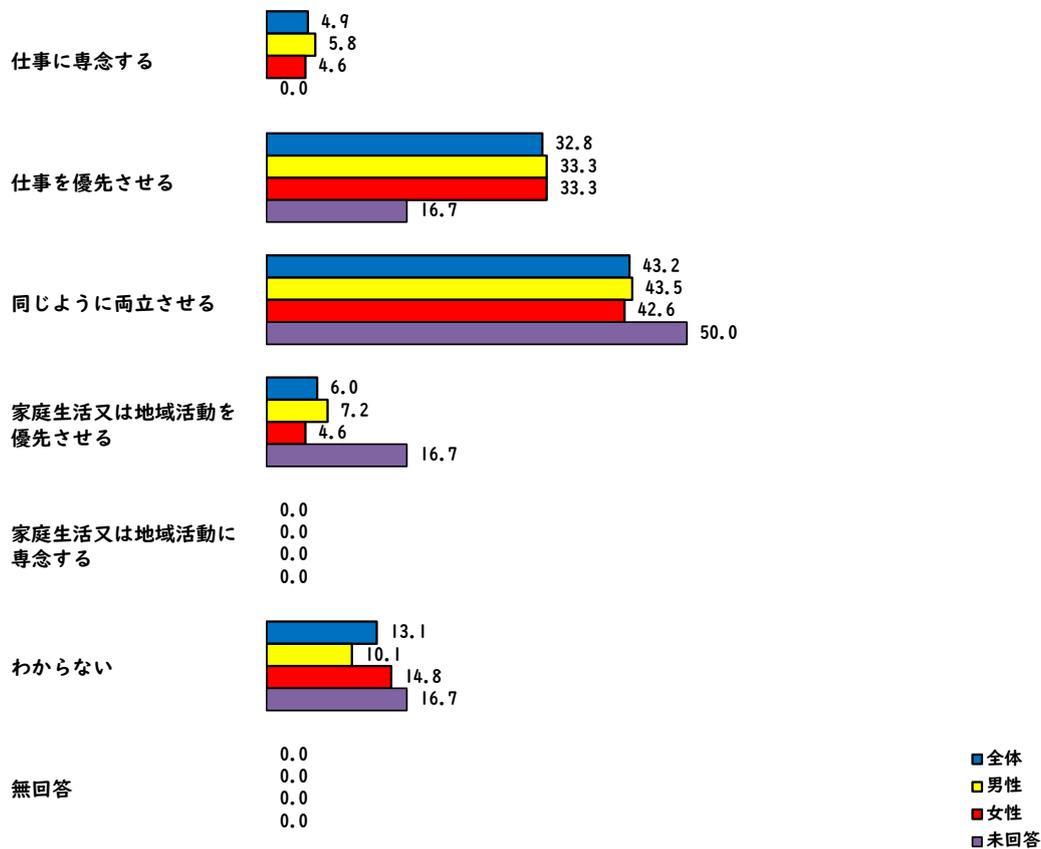


表7 男女ともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

(%)

		問7 男女ともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと							
		標本数	男性自身の抵抗感をなくす	男性の参加に対する女性の抵抗感をなくす	夫婦や家族間でのコミュニケーションの充実	まわりの人が夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重	社会における男性による家事等の活動に対する評価の向上	労働時間短縮や休暇制度の普及による余暇時間の確保	男性への啓発や情報提供
全体		183	35.0	13.7	63.9	32.8	29.0	41.0	16.4
性別	男性	69	26.1	10.1	55.1	23.2	27.5	39.1	15.9
	女性	108	39.8	14.8	68.5	37.0	28.7	42.6	15.7
	未回答	6	50.0	33.3	83.3	66.7	50.0	33.3	33.3
年代別	10歳代	4	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0	75.0	0.0
	20歳代	16	43.8	18.8	68.8	50.0	43.8	68.8	25.0
	30歳代	40	42.5	15.0	60.0	32.5	32.5	45.0	7.5
	40歳代	37	35.1	24.3	64.9	37.8	24.3	40.5	18.9
	50歳代	45	31.1	8.9	53.3	31.1	26.7	37.8	8.9
	60歳代	24	20.8	8.3	83.3	25.0	37.5	29.2	37.5
	70歳代	17	41.2	0.0	70.6	23.5	11.8	23.5	17.6

		問7 男女ともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと						
		標本数	地方公共団体の研修等による男性の家事等の技能向上	仲間（ネットワーク）作りの推進	男性が相談しやすい窓口を設ける	その他	特に必要なことはない	無回答
全体		183	7.7	18.6	18.0	3.3	7.7	0.0
性別	男性	69	7.2	14.5	14.5	5.8	7.2	0.0
	女性	108	7.4	21.3	18.5	1.9	8.3	0.0
	未回答	6	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0
年代別	10歳代	4	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	16	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	40	7.5	10.0	5.0	7.5	7.5	0.0
	40歳代	37	10.8	27.0	21.6	2.7	8.1	0.0
	50歳代	45	6.7	13.3	26.7	4.4	6.7	0.0
	60歳代	24	8.3	20.8	16.7	0.0	8.3	0.0
	70歳代	17	0.0	17.6	11.8	0.0	17.6	0.0

図7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと。

(%)

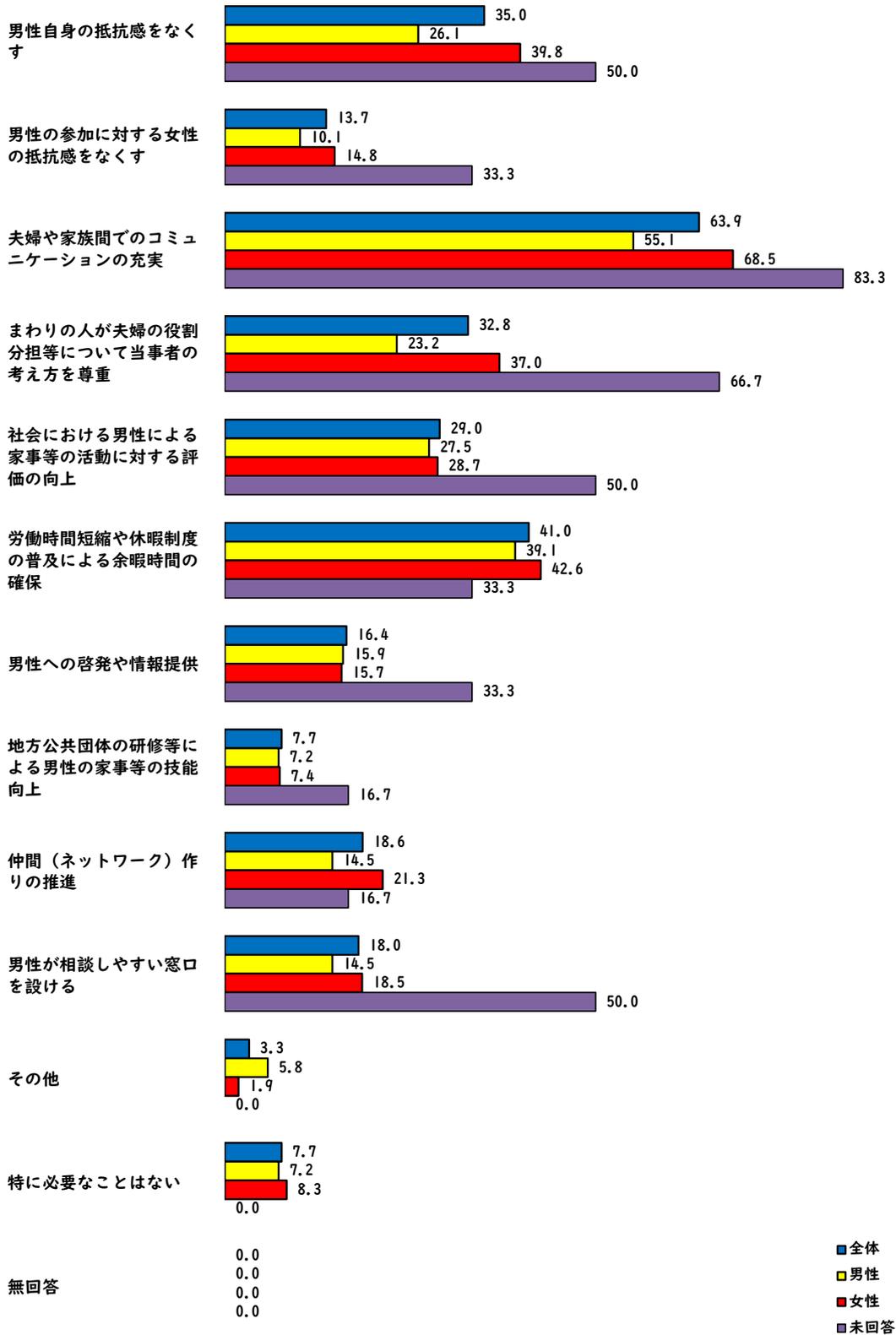




図8 勤務先での性別による仕事や待遇面での差

(%)

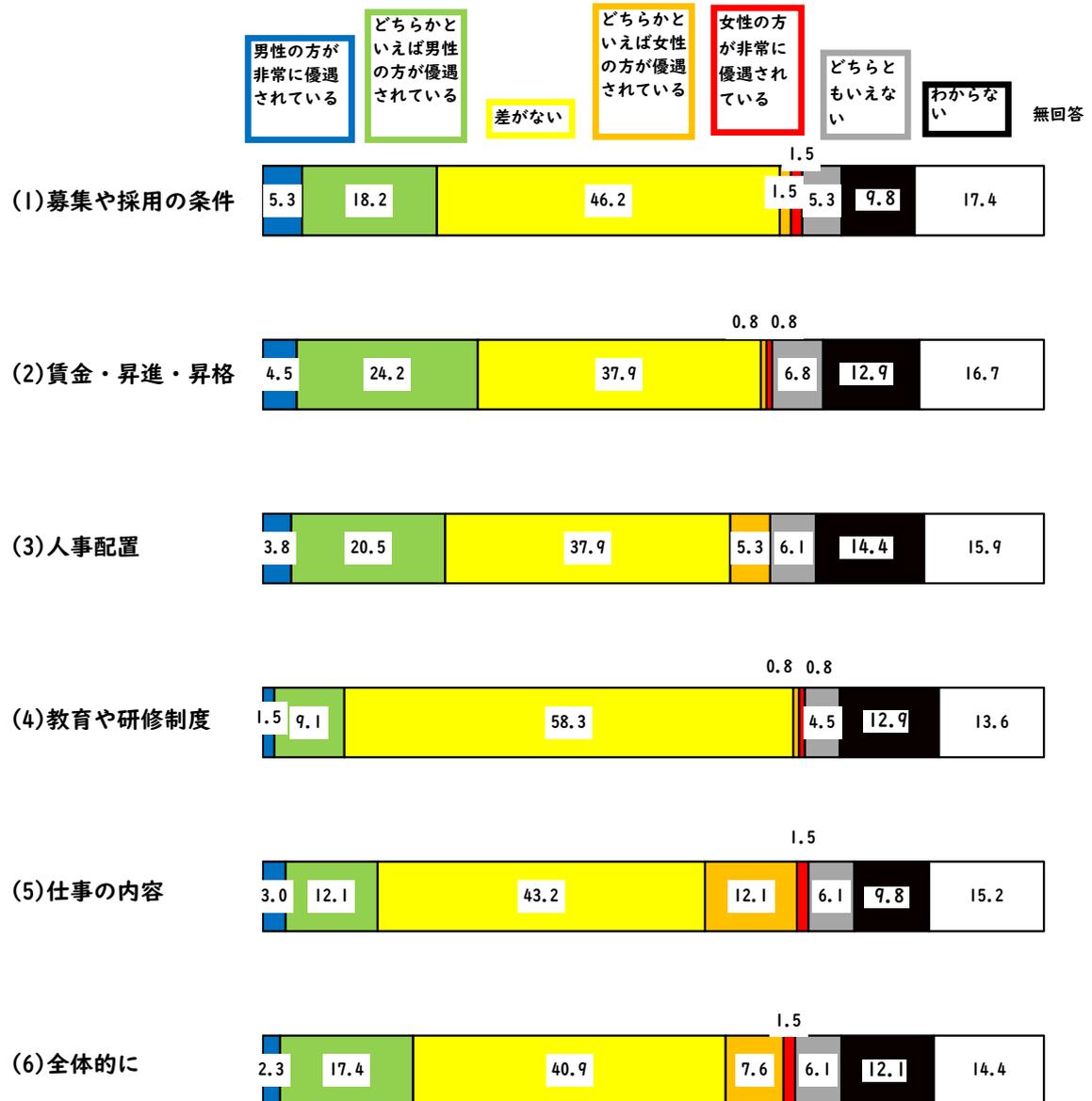


表9(1) 現在、働いていない理由

(%)

		問9(1) 現在、働いていない理由							
		標本数	適当な仕事が見つからない	自分の能力や技術に自信がない	自分の健康に自信がない	家事や育児がおろそかになる	高齢者や病人の介護がおろそかになる	趣味やボランティア活動等に忙しい	経済的に働く必要がない
全体		48	6.3	4.2	16.7	4.2	2.1	2.1	4.2
年代別	10歳代	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	4	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代	7	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
	50歳代	11	18.2	9.1	27.3	9.1	9.1	9.1	0.0
	60歳代	7	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3
	70歳代	12	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3

		問9(1) 現在、働いていない理由						
		標本数	働きたくない	現在、学校に通っている	高齢である	その他	特に理由なし	無回答
全体		48	6.3	10.4	18.8	8.3	6.3	10.4
年代別	10歳代	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	4	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	30歳代	4	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0
	40歳代	7	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3
	50歳代	11	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1
	60歳代	7	14.3	0.0	42.9	0.0	0.0	14.3
	70歳代	12	8.3	0.0	50.0	0.0	16.7	8.3

図9(1) 現在、働いていない理由

(%)

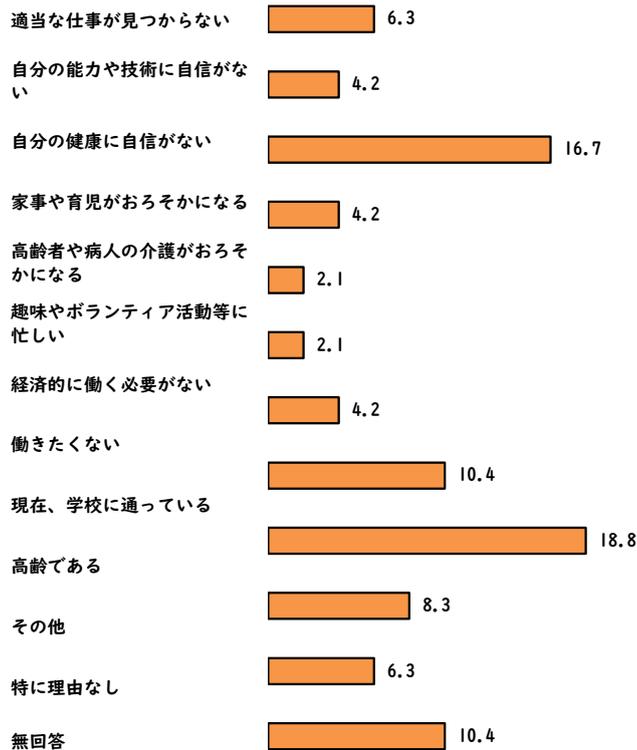


表9(2) 今後の就労の意向

(%)

		標本数	問9(2) 今後の就労の意向				
			すぐにも働きたい	そのうち働きたい	働くつもりはない	わからない	無回答
全体		48	14.6	20.8	20.8	31.3	12.5
年代別	10歳代	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	4	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	4	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0
	40歳代	7	28.6	28.6	0.0	28.6	14.3
	50歳代	11	18.2	9.1	0.0	63.6	9.1
	60歳代	7	0.0	0.0	71.4	14.3	14.3
	70歳代	12	8.3	8.3	41.7	25.0	16.7

図9(2) 今後の就労の意向

(%)

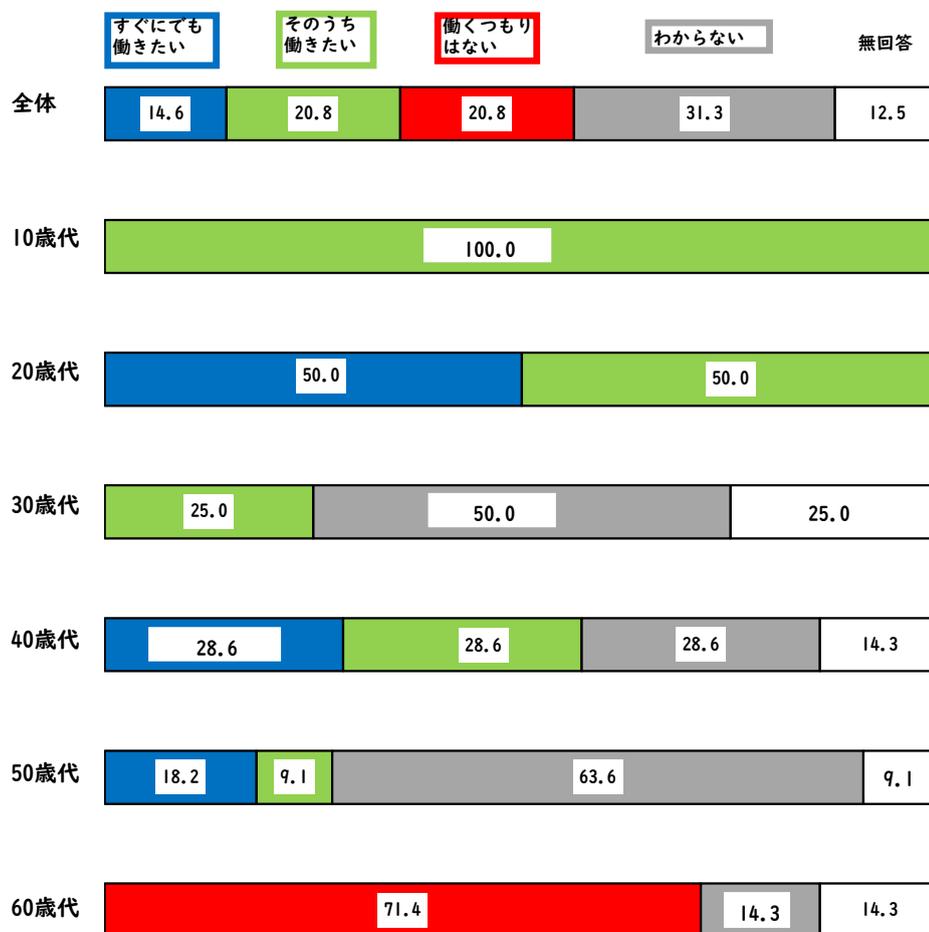


表9(3) 希望する就労形態

(%)

		標本数	問9(3) 希望する就労形態							
			常勤(フルタイム)	パートタイム・アルバイト・嘱託	契約社員・派遣社員	在宅勤務	事業経営	家事に従事	その他	無回答
全体		48	18.8	14.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	64.6
年代別	10歳代	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	4	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
	40歳代	7	28.6	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9
	50歳代	11	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.8
	60歳代	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	70歳代	12	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	75.0

図9(3) 希望する就労形態

(%)

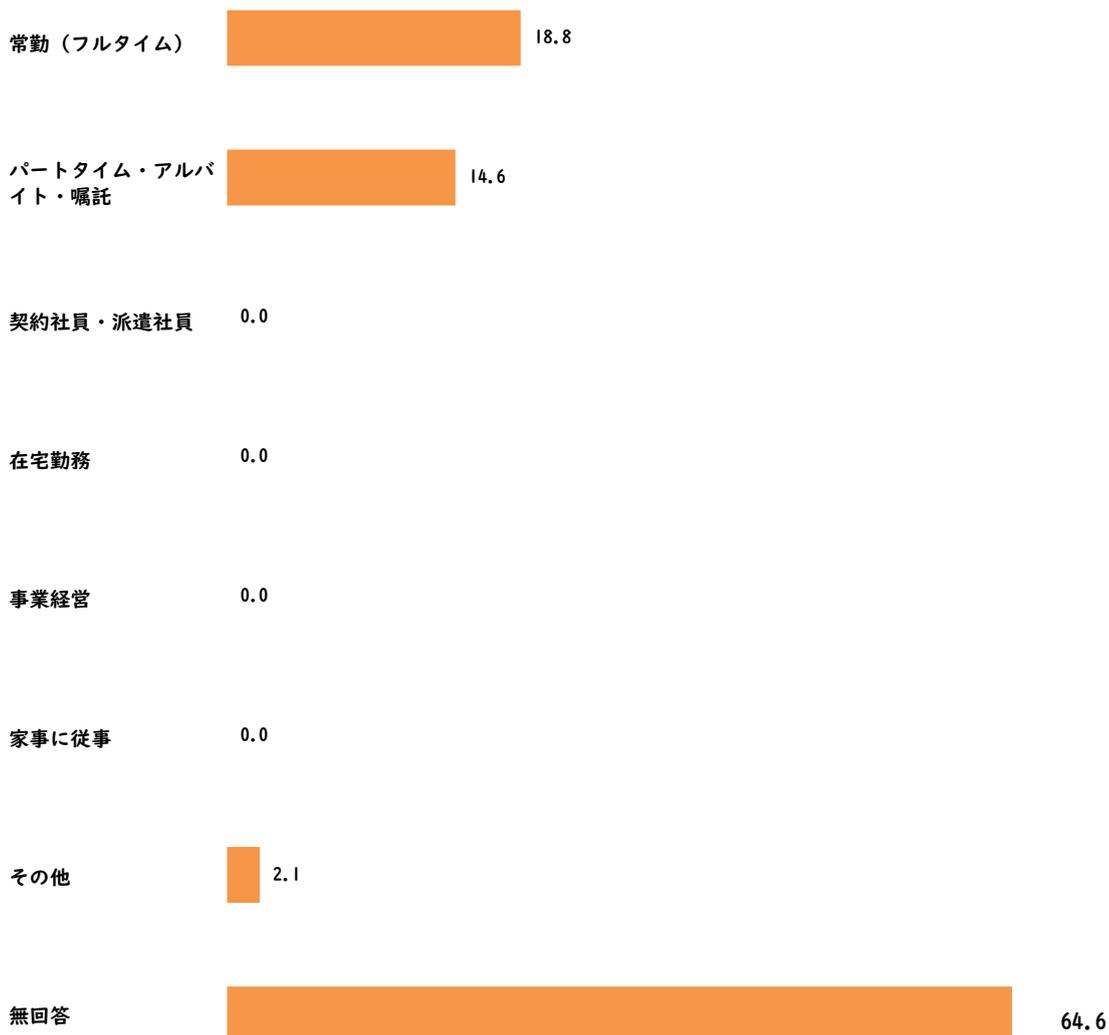


表10 男女共に働き続けるために必要なこと

(%)

		標本数	問10 男女共に働き続けるために必要なこと							
			雇用・労働条件での男女間格差の是正	労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入	育児休業制度や介護休業制度の普及	育児休業の取得や、復帰しやすい環境づくりの推進	子育て時期などにおける転勤等への配慮	男女共に家事や育児、介護等に参加	女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力の浸透	育児や介護のための施設やサービスの充実
全体		183	36.6	42.6	44.3	50.8	29.5	45.9	25.1	35.5
性別	男性	69	27.5	40.6	39.1	44.9	30.4	36.2	14.5	29.0
	女性	108	40.7	42.6	46.3	54.6	28.7	51.9	31.5	39.8
	未回答	6	66.7	66.7	66.7	50.0	33.3	50.0	33.3	33.3
年代別	10歳代	4	25.0	75.0	25.0	100.0	25.0	75.0	25.0	50.0
	20歳代	16	62.5	56.3	43.8	75.0	25.0	50.0	31.3	68.8
	30歳代	40	27.5	50.0	42.5	52.5	37.5	50.0	25.0	30.0
	40歳代	37	37.8	48.6	54.1	51.4	43.2	48.6	29.7	43.2
	50歳代	45	40.0	35.6	46.7	46.7	26.7	44.4	28.9	33.3
	60歳代	24	33.3	29.2	45.8	50.0	25.0	37.5	16.7	29.2
	70歳代	17	29.4	29.4	23.5	23.5	0.0	35.3	11.8	11.8

		標本数	問10 男女共に働き続けるために必要なこと						わからない	無回答
			結婚・出産などによる退職者の再雇用制度の普及促進	就職情報の積極的な提供	技能習得のための機会の充実	特に必要なことはない	その他			
全体		183	24.0	19.1	20.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
性別	男性	69	15.9	13.0	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	女性	108	28.7	23.1	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	未回答	6	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
年代別	10歳代	4	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	20歳代	16	6.3	18.8	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30歳代	40	22.5	17.5	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	40歳代	37	32.4	27.0	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	50歳代	45	22.2	13.3	17.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	60歳代	24	29.2	20.8	29.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	70歳代	17	23.5	11.8	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	

図10 男女共に働き続けるために必要なこと

(%)

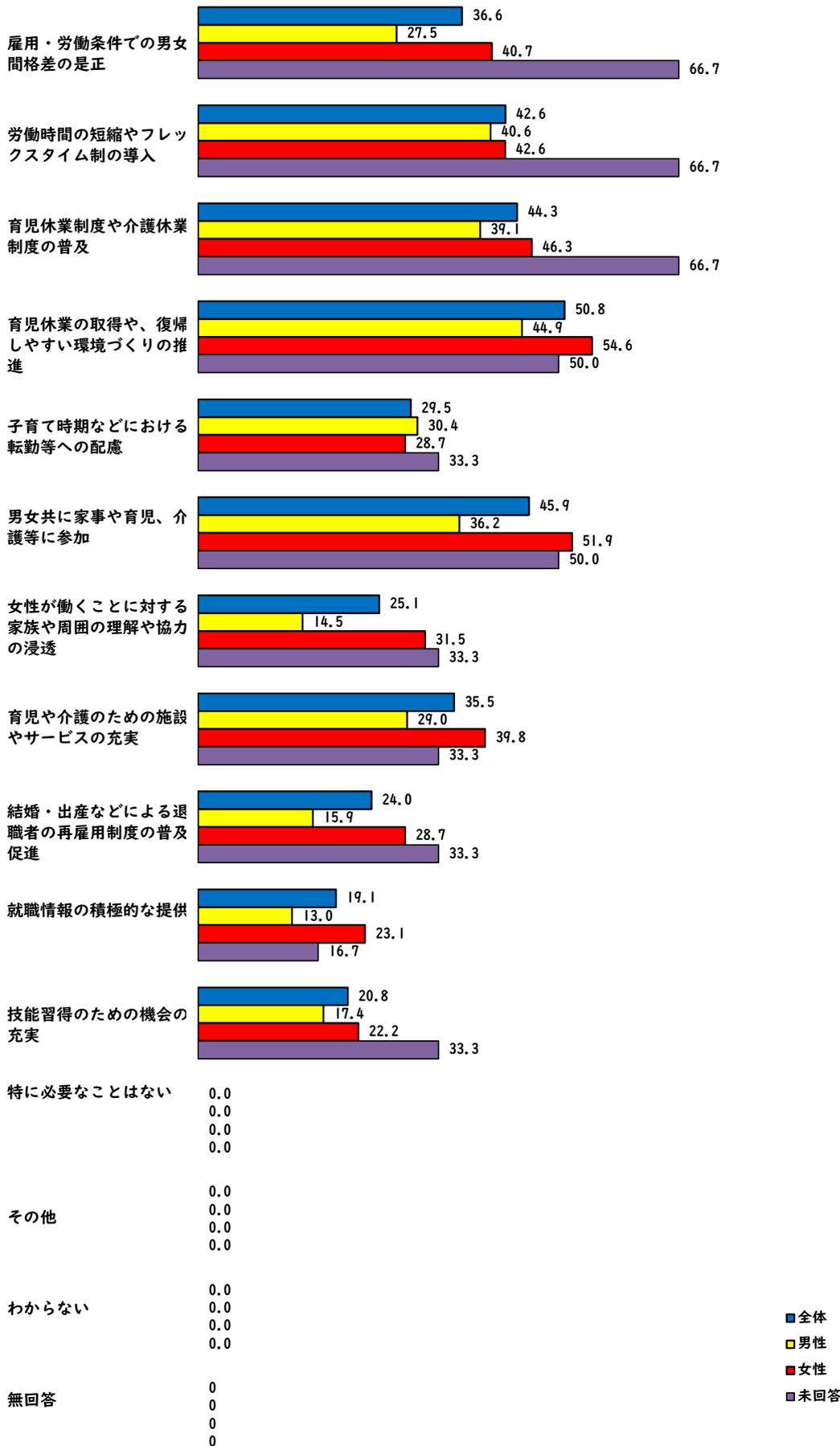


表11 セクハラ被害に関する経験等

(%)

		標本数	問11 セクハラ被害に関する経験等					無回答
			直接経験 したことが ある	自分のま わりに経 験した（して いる）人が いる	一般的に あること は知って いる	言葉を聞 いたこと はある	言葉を聞 いたこと がない	
全体		183	13.7	12.0	58.5	14.2	1.6	0.0
性別	男性	69	1.4	20.3	62.3	13.0	2.9	0.0
	女性	108	21.3	6.5	56.5	15.7	0.0	0.0
	未回答	6	16.7	16.7	50.0	0.0	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	20歳代	16	18.8	18.8	50.0	12.5	0.0	0.0
	30歳代	40	15.0	15.0	55.0	15.0	0.0	0.0
	40歳代	37	16.2	13.5	59.5	10.8	0.0	0.0
	50歳代	45	13.3	8.9	60.0	15.6	2.2	0.0
	60歳代	24	8.3	12.5	62.5	12.5	4.2	0.0
	70歳代	17	11.8	5.9	64.7	11.8	5.9	0.0

図11 セクハラ被害に関する経験等

(%)

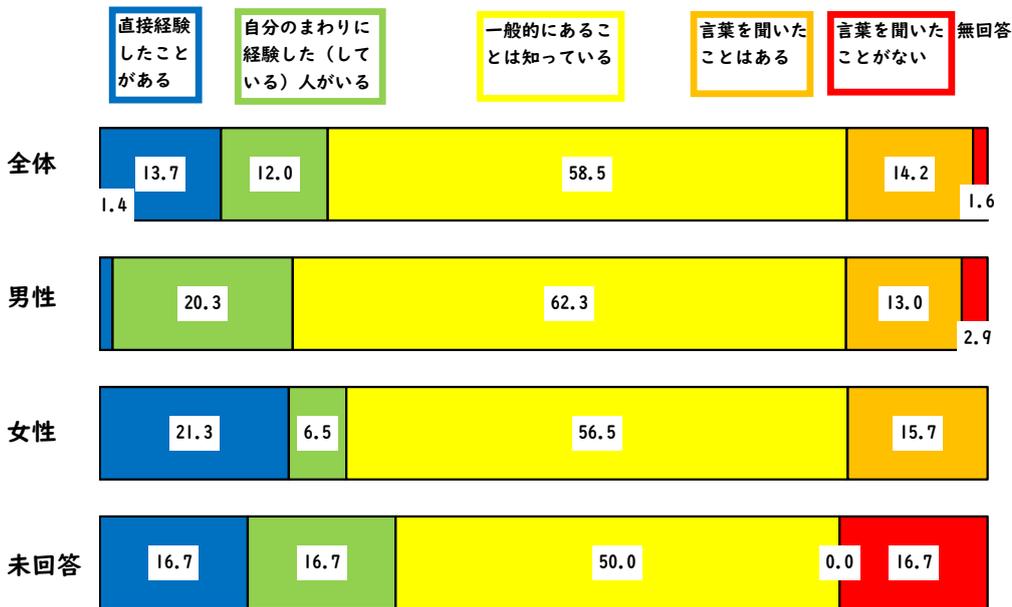


表12 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等

(%)

		標本数	問12 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等					無回答
			直接経験したことがある	自分のまわりに経験した(している)人がいる	一般的にあることは知っている	言葉を聞いたことはある	言葉を聞いたことがない	
全体		183	8.7	27.9	49.2	10.9	3.3	0.0
性別	男性	69	4.3	24.6	58.0	8.7	4.3	0.0
	女性	108	11.1	28.7	45.4	13.0	1.9	0.0
	未回答	6	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0
年代別	10歳代	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
	20歳代	16	0.0	31.3	56.3	12.5	0.0	0.0
	30歳代	40	10.0	30.0	52.5	7.5	0.0	0.0
	40歳代	37	8.1	29.7	51.4	10.8	0.0	0.0
	50歳代	45	4.4	28.9	46.7	15.6	4.4	0.0
	60歳代	24	16.7	20.8	45.8	8.3	8.3	0.0
	70歳代	17	17.6	23.5	41.2	5.9	11.8	0.0

図12 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等

(%)



表13 暴力をなくすために必要なこと

(%)

		標本数	問13 暴力をなくすために必要なこと					
			犯罪の取り締まりの強化	捜査や裁判での女性担当者の増員	意識啓発の充実	被害女性のための相談所や保護施設の整備	人権尊重教育の学校・地域・職場・家庭での充実	メディアの性・暴力表現についての倫理規定の強化
全体		183	42.1	16.9	33.9	41.0	37.7	11.5
性別	男性	69	39.1	10.1	36.2	33.3	34.8	10.1
	女性	108	45.4	19.4	33.3	45.4	39.8	11.1
	未回答	6	16.7	50.0	16.7	50.0	33.3	33.3

		標本数	問13 暴力をなくすために必要なこと				
			過激な内容の雑誌、ビデオ等の販売や貸し出しの制限	その他	特に必要なことはない	わからない	無回答
全体		183	13.1	6.6	0.0	10.4	0.0
性別	男性	69	8.7	7.2	0.0	10.1	0.0
	女性	108	15.7	6.5	0.0	10.2	0.0
	未回答	6	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0

図13 暴力をなくすために必要なこと

(%)

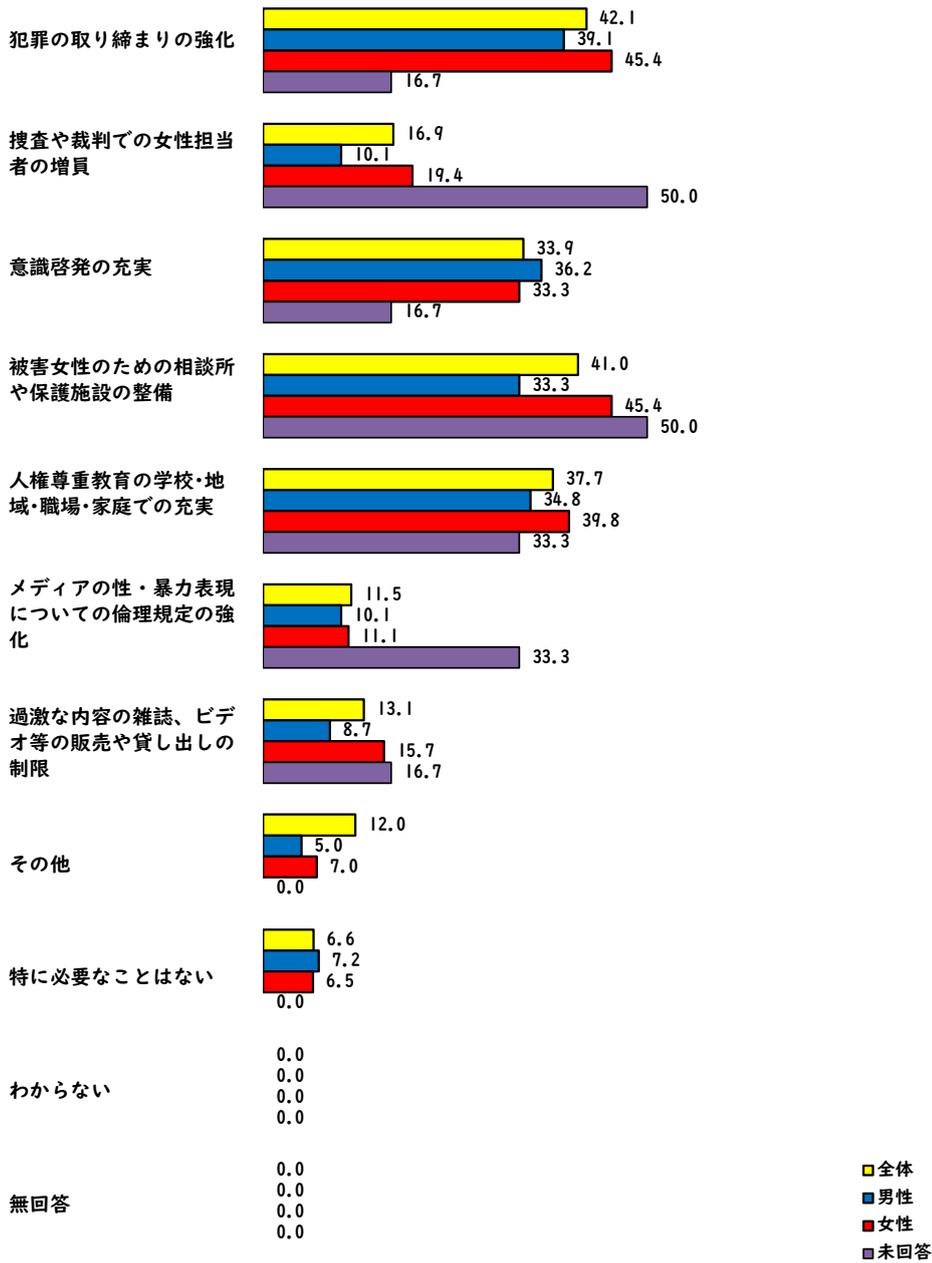


表14 男女共同参画社会に関連する言葉の周知度

		標本数	問14 (1)男女共同参画社会			
			知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
全体		183	57.9	21.9	20.2	0.0
性別	男性	69	66.7	17.4	15.9	0.0
	女性	108	51.9	25.0	23.1	0.0
	未回答	6	66.7	16.7	16.7	0.0

		標本数	問14 (2)男女雇用機会均等法			
			知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
全体		183	63.4	22.4	14.2	0.0
性別	男性	69	68.1	18.8	13.0	0.0
	女性	108	60.2	25.0	14.8	0.0
	未回答	6	66.7	16.7	16.7	0.0

		標本数	問14 (3)育児休業・介護休業制度			
			知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
全体		183	79.8	15.3	4.9	0.0
性別	男性	69	76.8	17.4	5.8	0.0
	女性	108	81.5	14.8	3.7	0.0
	未回答	6	83.3	0.0	16.7	0.0

		標本数	問14 (4)ジェンダー			
			知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
全体		183	71.0	16.4	12.6	0.0
性別	男性	69	71.0	13.0	15.9	0.0
	女性	108	70.4	19.4	10.2	0.0
	未回答	6	83.3	0.0	16.7	0.0

表14 男女共同参画社会に関連する言葉の周知度

(%)

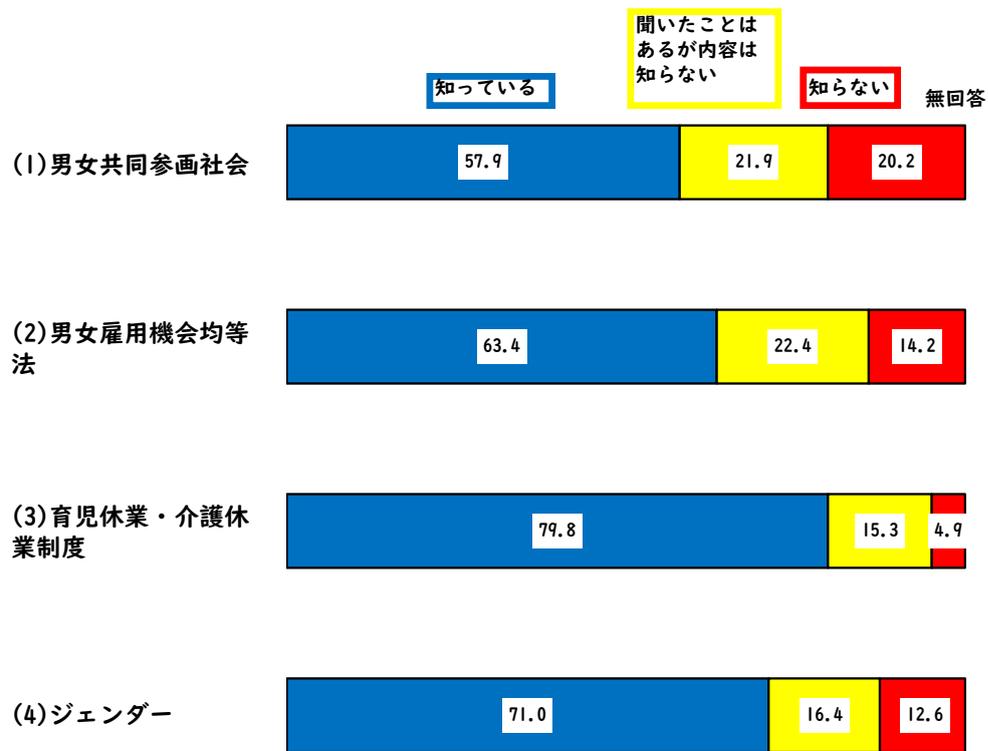


表15 政策・方針決定への女性参画が少ない理由

(%)

		標本数	問15 政策・方針決定への女性参画が少ない理由				
			性別による役割分担や性差別の意識	男性優位の組織運営	家族の支援・協力が得られない	女性の能力を向上させる機会が不十分	女性の活動を支援するネットワークの不足
全体		183	35.5	49.2	20.8	17.5	16.9
性別	男性	69	26.1	49.3	18.8	18.8	8.7
	女性	108	41.7	49.1	22.2	17.6	21.3
	未回答	6	33.3	50.0	16.7	0.0	33.3

		標本数	問15 政策・方針決定への女性参画が少ない理由				
			女性の積極性が十分でない	女性の参画を積極的に進めようとする人が少ない	その他	わからない	無回答
全体		183	31.1	29.5	3.8	13.7	1.1
性別	男性	69	34.8	24.6	4.3	13.0	1.4
	女性	108	30.6	31.5	2.8	13.0	0.9
	未回答	6	0.0	50.0	16.7	33.3	0.0

図15 政策・方針決定への女性参画が少ない理由

(%)

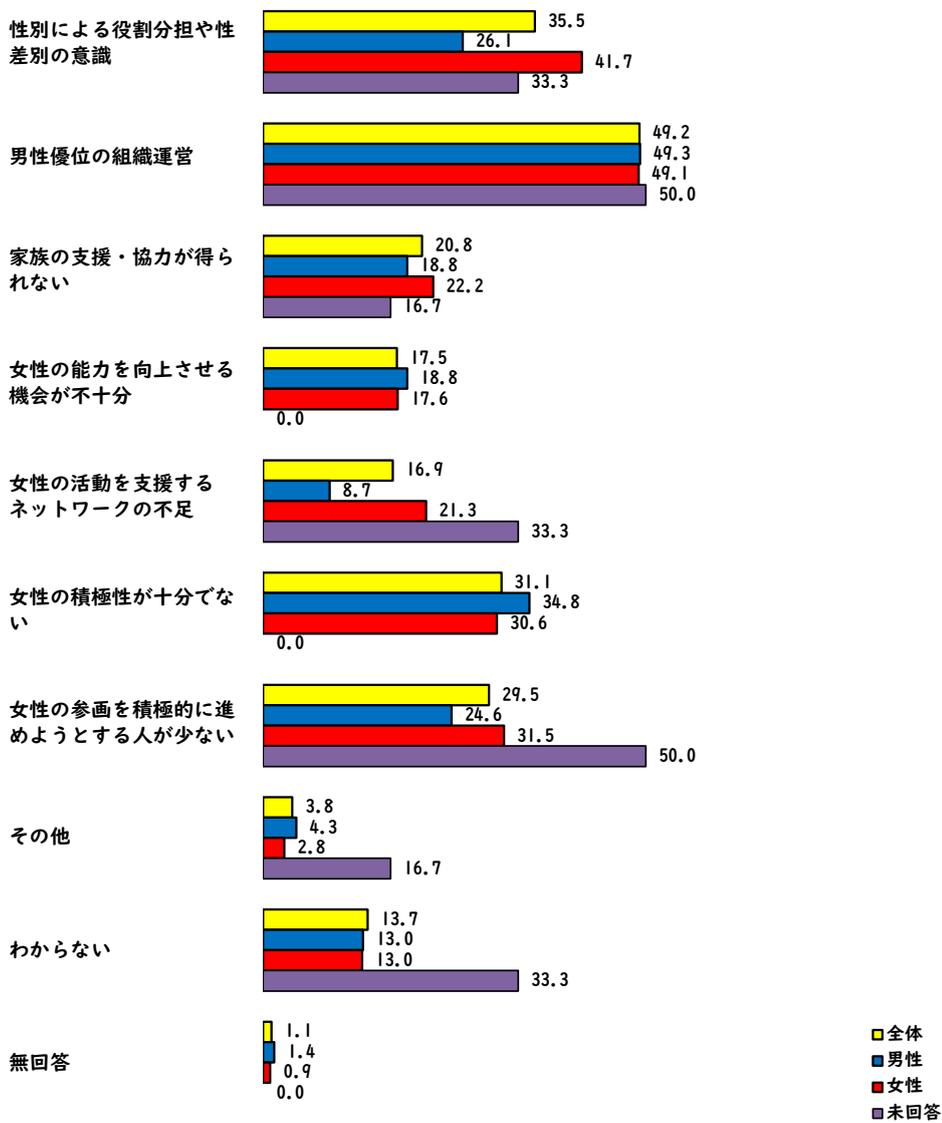


表16 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策

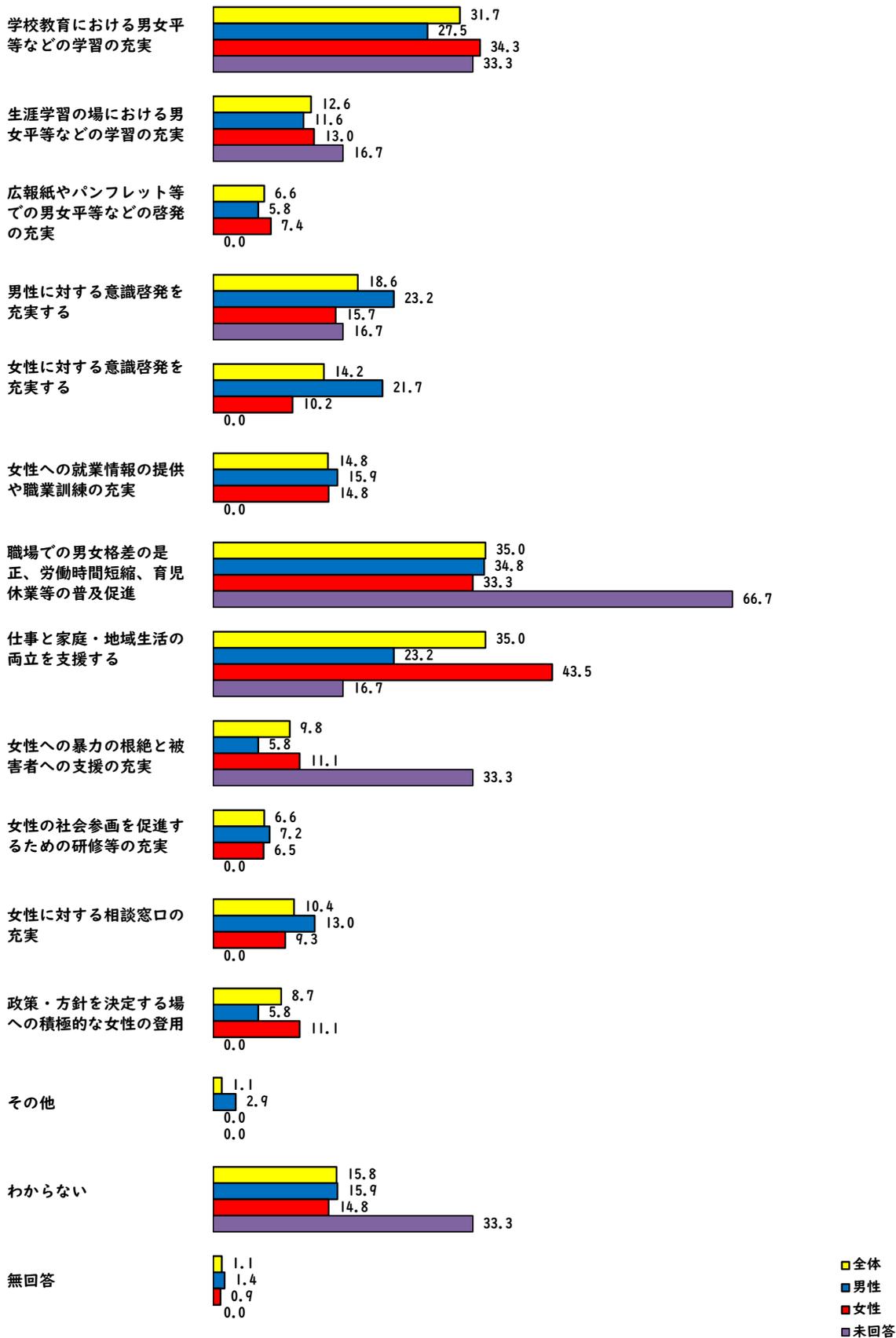
(%)

		標本数	問16 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策							
			学校教育における男女平等などの学習の充実	生涯学習の場における男女平等などの学習の充実	広報紙やパンフレット等での男女平等などの啓発の充実	男性に対する意識啓発を充実する	女性に対する意識啓発を充実する	女性への就業情報の提供や職業訓練の充実	職場での男女格差の是正、労働時間短縮、育児休業等の普及促進	仕事と家庭・地域生活の両立を支援する
全体		183	31.7	12.6	6.6	18.6	14.2	14.8	35.0	35.0
性別	男性	69	27.5	11.6	5.8	23.2	21.7	15.9	34.8	23.2
	女性	108	34.3	13.0	7.4	15.7	10.2	14.8	33.3	43.5
	未回答	6	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	16.7

		標本数	問16 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策						
			女性への暴力の根絶と被害者への支援の充実	女性の社会参画を促進するための研修等の充実	女性に対する相談窓口の充実	政策・方針を決定する場への積極的な女性の登用	その他	わからない	無回答
全体		183	9.8	6.6	10.4	8.7	1.1	15.8	1.1
性別	男性	69	5.8	7.2	13.0	5.8	2.9	15.9	1.4
	女性	108	11.1	6.5	9.3	11.1	0.0	14.8	0.9
	未回答	6	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

図16 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策

(%)



## 新上五島町第4次男女共同参画基本計画

令和6年3月

---

発 行 新上五島町

企画・編集 新上五島町総務課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

TEL (0959) 53-1111

FAX (0959) 53-1100

---